

平成19年3月8日(木)

於：農林水産省三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会 生産分科会

平成18年度第3回畜産部会速記録

農林水産省

目 次

1 . 午前 10 時 30 分開会	1
1 . 配付資料確認	1
1 . 部会長あいさつ	1
1 . 委員出席状況報告	2
1 . 資 料 説 明	2
1 . 質疑応答及び意見聴取	13
1 . 諮問及び関連資料説明	20
1 . 審 議	37
1 . 答 申	61
1 . 農林水産副大臣あいさつ	65
1 . 午後 5 時 22 分閉会	66

午前 10 時 30 分開会

清家畜産企画課長 おはようございます。畜産企画課長の清家でございます。定刻になりましたので、ただいまから平成 18 年度第 3 回畜産部会を開催させていただきます。

配付資料確認

清家畜産企画課長 まず、配付しております資料の確認をさせていただきます。

番号を振っております、資料 1 で議事次第。2 として委員名簿。それと、第 3 回畜産部会説明資料がございます。そのほかに参考といたしまして、「平成 18 年度畜産物価格等の決定について」というもの。あと、生産費調査の冊子が 7 種類ございます。そのほかに白表紙の冊子で畜産関係資料、酪農関係資料、食肉関係資料がございます。それと、食品残さの関係のガイドライン。

以上でございます。

それでは生源寺部会長、よろしく願いいたします。

部会長あいさつ

生源寺部会長 おはようございます。本日は皆様お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日でございますけれども、去る 2 月 23 日の第 2 回の当部会の際に、事務局から御説明がございましたとおり、平成 19 年度の加工原料乳の生産者補給金単価等、それから平成 19 年度の指定食肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における、平成 19 年度の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり、留意すべき事項につきまして御審議願うわけでございます。

委員の皆様の御協力を得まして、円滑に議事の進行を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、諮問案の提示につきましては午後 1 時以降となりますので、あらかじめお断りし

ておきたいと思います。

委員出席状況報告

生源寺部会長 それでは議事に入ります前に、本日の出欠の状況につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

清家畜産企画課長 委員の出欠状況でございます。今委員、神田委員、木村委員、向井委員、森委員、吉野委員におかれましては、やむを得ない理由により、本日御欠席とのことでございます。

また富士委員におかれましては、遅れてお見えになる予定でございます。

以上でございます。

なお規定によりまして、部会は委員及び議事に関係する臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができないとされておりますけれども、遅れて見える方も入れまして、全体で24名のうち18名が出席いただいておりますので成立しております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

資料説明

生源寺部会長 先ほども申し上げた点を繰り返すこととなりますけれども、本日は平成19年度の加工原料乳の生産者補給金単価等、平成19年度の牛肉及び豚肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における、平成19年度の保証基準価格及び合理化目標価格の決定に当たり、留意すべき事項について審議するわけですが、本日の審議の結果、諮問に対します当部会の答申が出ますと、それが本審議会、食料・農業・農村政策審議会の答申とみなされることになっております。

委員の皆様には提出資料、あるいは政府の見解に対する質問のほか、政府の施策に対する御意見、御提言があれば、あわせて御発言いただくという形をお願いしたいと考えております。

なお、第2回部会では質疑応答のほか、施策に関連した要望、提言といった内容もあつ

たように思います。確認のために、要点で構いませんので、本日重ねて御発言をお願いできればと考えております。

また、こういった御議論、質疑の後に、政府の諮問への賛否を簡潔に御表明いただくという形を考えております。

本日の部会の運営につきましては、以上のとおり議事を取り進めたいと考えておりますが、何か御意見等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に御意見、御異議なしと認め、今申し上げた形で進めさせていただきたいと思います。

本日のスケジュールでございますが、前回のこの部会では委員の御意見、御議論に対して、役所から必ずしも十分に説明されていない部分もございましたので、事務局から前回の委員の御意見等に関連した資料の説明をまず受けた後、これを含めて質問や御意見をいただくという形で午前 11 時 25 分ごろまで会議を進め、その後、団体からの要請を受ける時間をもち、12 時から昼休みをとるという形にいたしたいと思います。

昼休みを 1 時間とった後、午後 1 時の部会再開後は、午後 4 時までをめどに会議を進めるわけでございますけれども、そこで諮問をいただき、諮問に関連した説明を行っていただき、さらにその後、委員の皆様方からの質疑、御意見、御提言をいただき、最後に先ほど申し上げました、各委員から諮問に対する賛否の表明をしていただくことを予定しております。

休憩を挟みまして 4 時 20 分に答申案の作成に入り、午後 5 時 40 分をめどに終了いたしたいと考えております。

本日の諮問事項は極めて重要な問題でございますので、審議には十分時間をとりたいと考えておりますが、委員の皆様、大変お忙しい方ばかりでございますので、できるだけ効率的な運営に努め、先ほど申し上げた時間をめどに答申までに持っていきたいと考えておりますので、改めてよろしく御協力のほどお願い申し上げたいと思います。

それでは事務局の方から、第 2 回の部会でいただきました御意見等についてさらに説明を受けまして、その後委員の皆様から御自由に御意見をちょうだいいたしたいと思います。

事務局から御説明をいただくわけでございますけれども、時間が限られておりますので、簡潔にポイントを御説明いただければ幸いです。

それでは最初に、畜産振興課長から御説明をお願いいたします。

釘田畜産振興課長 畜産振興課長でございます。第 3 回畜産部会説明資料に沿って、御説明を申し上げます。

まず1ページで、配合飼料価格安定制度について御説明いたします。本制度は、昭和40年代に配合飼料価格が未曾有の高騰に見舞われた、いわゆる「畜産危機」の際に創設されたものでございます。左下に図がございますけれども、この制度は通常補てんと異常補てんの2つからなっております。

まず民間からの拠出により、通常補てんが昭和43年度から実施されております。具体的にはこの図の中にありますけれども、四半期ごとに生産者から配合飼料1t当たり500円、配合飼料メーカーから1000円をそれぞれ積み立てまして、これを財源として実施しております。

また昭和49年度から、いわゆる畜産危機と言われる異常な配合飼料価格の高騰への対応といたしまして、通常補てんに加えて異常補てんが実施されております。

この異常補てんにつきましては、国、配合飼料メーカーがそれぞれ2分の1ずつを積み立てまして、これを財源として実施しているところでございます。

次の2ページをごらんください。このグラフは配合飼料価格の推移をあらわしたものでございます。昭和47年まではおよそ3万4000円程度でございましたけれども、その後急騰いたしまして、昭和50年ごろには7万円程度にまで上昇しております。この時期が、いわゆる畜産危機と呼ばれている時期でございます。

配合飼料価格はその後も数年にわたりまして6万円以上という、昭和43年ごろに比べますと2倍近くの高水準で推移しております。

次の3ページは、今後のとうもろこし価格の見通しでございます。とうもろこし価格につきましては、左の方に青い囲みと赤い囲みがございますけれども、ここにありますように、今後の見通しといたしまして、価格の上げ要因、下げ要因それぞれございます。

上げ要因につきましては、まずバイオ・エタノール向けの需要が増加しているということで、2007年度の米国農務省の見通しによりますと、8100万tほどの需要が見込まれまして、前年度比で2700万tほどの増加になっているということでございます。

それから次に、在庫率の低下。その一因といたしましては、中国の需要増加等による不確定な要因もあるということでございます。

それからさらに、米国の民間気象予報機関の予測によりますと、ことしはラニーニャ現象が起こる可能性があって、夏の高温干ばつが作柄へ悪影響を及ぼすおそれがあると言われていたところでございます。こういったのが上げ要因になります。

それから価格の下げ要因といたしましては、米国の作付面積と単収の増加が見込まれて

おりまして、次の作期の生産量がかなり増加するのではないかという見通しがあります。2007年度は3億1000万tほどの生産量が見込まれておりまして、これは前年度比で4200万tの増になっております。

これを先ほどのバイオ・エタノール向けの需要と比べていただきますと、エタノールの需要もかなりふえるのでございますが、生産量はそれを上回って増えているということがおわかりいただけるかと思えます。

そのほかの下げ要因といたしましては、原油価格が一時80ドル近くまで高騰いたしておりましたが、現在は60ドルぐらいまで低下しているといったようなこと。

それから一番下としまして、南米アルゼンチンが一番大きゅうございますが、今ちょうど収穫期を迎えておりますけれども、こちらの方も作柄が良好でありまして、生産量が増加しているといったことがございます。

いずれにいたしましても、今後のとうもろこし価格を正確に予測するのは非常に難しいわけでございますけれども、総合的に見ますと、とうもろこし価格のさらなる急激な高騰は考えにくい状況にあるかと思えますが、引き続きとうもろこしの需給、価格の動向や価格に影響を与える要因につきまして、注視していく必要があると考えているところでございます。

次の4ページは、今後の補てん見込みと負担の内訳でございます。まず、基金の財源でございますけれども、先ほど申しましたような積み立てを行っておりますが、平成19年当初で、通常補てん基金につきましては約550億円、異常補てん基金につきましては約860億円ございまして、合計で1410億円ほど現在でございます。

また、通常補てん基金につきましては、四半期ごとに生産者と配合飼料メーカーから、合わせて約90億円ほどの積立金が拠出されることになっております。

下のグラフをごらんいただきますと、本年1月以降、四半期ごとに書いてございますが、配合飼料価格とその際の補てん水準を試算したものが、この図に示されております。18年度の第4・四半期、19年の1-3月はちょうど今でございますけれども、ここの配合飼料価格は平均で5万500円といった水準になっております。

これに対しまして、赤く塗ってあるところと黄色く塗ってあるところを足しまして、6500円の補てんがなされます。したがって、生産者の負担は4万4000円となるわけでございます。

ただ、通常補てんと異常補てんの区分は事後的に確定いたしますので、ここにある数字

は試算された暫定的な値でございます。

右下に「とうもろこしの輸入の流れ」という図がございますが、ここに書いてございますように、米国からとうもろこしを輸入する場合には、現地でとうもろこしの現物の手当てがなされましてから船積みされ、荷揚げされ、国内で配合飼料原料として使用されるまでには、約3～4カ月ぐらいがかかっております。

したがいまして、最近のとうもろこしのシカゴ相場を踏まえまして、配合飼料価格が今後どういうふうに移るかということ、この図の中で試算しているわけでございます。平成19年度の第1・四半期4～6月のところにある数字につきましては、注に細かく書いてございますが、19年4～6月期で使われるとうもろこしの価格が、直近の最高値であります4ドル10セントといたしまして、5万4000円程度と見込んでおります。

さらに、その次の第2・四半期につきましては、直近の最高値である4ドル30セントの水準。これは最近ではまた少し下がっておりまして、4ドル10セント台でもみ合った状況ですけれども、とりあえず最近の最高値である4ドル30セントで定着した場合ということで計算して、5万6000円ほどの価格が推計されます。

そういったときに補てん金がどのように出るかということ、この図の中で示しておりますけれども、いずれにしてもこういう試算をして、支出される補てん金を計算いたしますと、基金の残高は右の方に数字がございますが、平成20年12月末の補てん終了後の基金残高として、通常補てん210億、異常補てん260億でございますから、十分に運用できると考えられます。

済みません、説明を1つ漏らしました。先ほどの配合飼料価格安定制度の関係で、前回の当部会におきまして生産者委員の方から、飼料価格の高騰に伴い、基金からの補てん金が交付されるけれども、飼料代の支払い時期と補てん金の受取時期にタイムラグがあって資金繰りが苦しいために、その運用改善をお願いしたいという御発言がございました。

この御発言を踏まえまして私どもといたしましても、補てん金の支払い時期を前倒しできないかどうかということにつきまして、3つの基金、あるいは配合飼料メーカーの方々ともいろいろ相談をさせていただいているところでございます。

制度上いろいろ制約もございますけれども、関係の方々の御協力をいただきながら、少しでも生産者にとってメリットのある運用改善が図られるように、引き続き検討・調整を進めているということ、御報告させていただきたいと思っております。

5ページで、国産飼料の生産・利用の拡大でございます。前回の部会でもいろいろな御

議論をいただきましたけれども、飼料原料を輸入に依存した畜産から、国産飼料に立脚した畜産に転換することが極めて重要と考えております。そのための施策として、周りにくるとありますような、各種の対策をとっているところでございます。

簡単にごらんいただきますと、水田の活用ということで耕畜連携対策。それから、飼料生産の外部化としてコントラクターやTMRセンターといった取り組みがございます。

それから単収を向上させるという観点から、青刈りとうもろこしの拡大ですとか、高位生産性草地への転換。

それから、エコフィードの推進もやっております。

さらに、ちょっと上の方へ上りますが耕作放棄地の活用。特にこれは放牧に適しているということで、これを推進しているということ。

最後の一番上の方は、特に酪農の方では集約放牧といったようなやり方もなされているということで、こういった各種の施策の推進に努めているところであります。

恐縮でございますが少しページが飛びますけれども、次に9ページをごらんいただきたいと思います。肉用牛の関係で、2つほど御説明を続けさせていただきます。

肉用牛繁殖経営の担い手の現状でございます。真ん中の表では、繁殖雌牛飼養頭数規模別の農家戸数の推移が示されております。平成3年から平成18年にかけて、10頭未満の小規模層の農家は、この2つの欄を足しまして94%から80%へ減少しております。

一方で20頭以上層につきましては、これも2つの欄を加えますと、約1%から8%に増加している。つまり、規模の大きい農家の数が増えていることがわかります。

これをさらに細かく見ますと、階層ごとに減る層とふえる層が高い方に移ってきていることがわかりまして、3年、13年のところでは10頭のところ、いわゆる階層分岐点がありますし、13年、18年のところには、50頭のところに分岐点があるのが読み取れます。

また、平成18年の階層別の戸数と飼養頭数を並べてごらんいただきますと、20頭以上層を見ますと、戸数では1割弱になっておりますけれども、その農家が飼っている頭数は4割を超えるシェアを持っていることがわかります。

それから下の図の左に、繁殖雌牛飼養農家の年齢別従事者割合の推移のグラフがございます。このグラフにありますように、肉用牛の繁殖経営では高齢者の割合が高まっているわけでございますけれども、さらに酪農経営と比べましても、繁殖経営は高齢者の割合が高いことがわかります。17年では65歳以上の層が、約4割を占めているという状況になってございます。

最後に下の右の表でございますが、肉用牛繁殖経営への新規参入の状況で、新規参入円滑化対策事業の実績の例でございます。これは16年から18年にかけての実績でございます。合計で82名の新規参入者がいらっしゃいますけれども、そのうち会社員、建設業といった農業外からの参入は35%。耕種部門や酪農など、他の農業部門からの参入者が22%。そして、親が畜産経営を行っていて独立した方が43%となっております。

次の10ページでございますが、肉用牛増頭に向けた取り組みを簡単にまとめてございます。肉用牛の増頭を図るためには、まず繁殖の雌牛をふやす必要があります。このために、平成17年に決定いたしました食料・農業・農村基本計画の中で、繁殖雌牛を平成27年度までに、現状の62万頭から73万頭にふやすという目標を掲げております。

したがって、ここにありますように、毎年1万頭増頭という目標を設定して、現在、その推進に努めているところでございます。

具体的な取り組み事例をここで紹介しておりますけれども、は水稻を生産していた耕種農家が新規参入した事例でございます。

は、酪農経営が繁殖雌牛を導入して増頭を図った事例。

は、耕作放棄地などを活用した放牧により増頭を図った事例。

最後に は、子牛を預かって育てるキャトルセンターを設置いたしまして、預託した農家が、その軽減された労力を活用して、規模拡大を図っている事例といったこととなります。

以上のようなさまざまな取り組みによりまして増頭が図られておりますし、今後もうこういった取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、畜水産安全管理課長からお願いいたします。

杉浦畜産水産安全管理課長 それでは、食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドラインにつきまして、御説明させていただきます。資料は6ページ、7ページの説明資料5に沿って説明させていただきます。

食品残さ等利用飼料につきまして、前回の部会で安全性について、一部の委員から異物の混入防止が十分できないのではないかとといった懸念が示されました。

食品残さ等利用飼料につきましては、飼料ということで当然飼料安全法による規制の対象になるわけでございますけれども、食品残さ等利用飼料特有のリスク要因があるという

ことと、特に他の業種からの新規参入者が多いということで、ガイドラインを定めております。まず、その検討の経緯と通知につきまして、説明させていただきます。

全国食品残さ飼料化行動会議のもとにガイドラインの検討会を設置いたしまして、供給者側、あるいは利用者側、その他飼料の専門家からなるワーキンググループを設置いたしまして、7回検討をいたしまして、昨年7月に成案を得ました。

この成案につきましては、下のガイドラインの通知のところでございますけれども、農林水産省のプリオン病小委員会に報告いたしまして、BSE対策上も有効であるという評価を得ました。さらに食品安全委員会、それから食品安全委員会のプリオン専門調査会にも報告しております。

さらにパブリックコメントの募集も行いまして、昨年8月30日付で通知を行ったところでございます。

次の7ページに、食品残さ等の飼料利用に伴うリスク要因と、ガイドラインで規定しておりますリスク低減措置について、簡単に整理しております。

リスク要因といたしましては、前回の部会で懸念が示されました異物の混入、あるいはかび毒、残留農薬等有害物質の混入、動物性たん白質の混入、腐敗、変敗、病原微生物による汚染といった、食品残さを利用するに当たって、特有のリスク要因があるわけでございます。

こういったリスク要因に対応するために、ガイドラインではリスク低減措置を規定しております。そのうちの異物の混入につきましては、右側でございますように原料排出もとの分別に加えまして、原料収集段階での分別状況の確認、それから包装資材の極力除去、さらには製造段階で原料受け入れ時にも、それまでの過程で分別できなかった包装資材を分別除去するようという指導を行っているところでございます。

それ以外に、家庭調理残さの利用は原則禁止とすると。ただ、食育の観点等から例外的に利用する場合は、分別のモニタリングを徹底するという条件のもとに、例外を認めているということでございます。

そのほかに収集・保管には異物の混入を防止するために、ふたつきの専用容器を用いるといったことも指導させていただいております。

そのほかのリスク要因につきましても、それぞれガイドラインの中でリスク低減を図るための規定を設けているところでございます。

もちろん、食品残さ等利用飼料を製造する工場につきましても、飼料安全法に基づく立

入検査の対象となりますので、今後は必要に応じまして立入検査を行い、この遵守状況についてモニタリングしていくこととしております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、牛乳乳製品課長からお願いします。

平岩牛乳乳製品課長 同じ資料の8ページ、説明資料6と記してございます、牛乳・乳製品の消費拡大対策の強化についてというページに即して御説明させていただきます。

前回の畜産部会では、牛乳・乳製品の消費拡大につきまして、さまざまな御指摘、御意見をいただいたところでございます。その際にも口頭でございましたけれども、私どもの考え方を申し述べたところでございますが、改めて1ページの資料にいたしまして、整理をさせていただいたところでございます。

私どもといたしましては、酪農が我が国の農地ですとか国土の保全に大きく貢献していることにつきまして、国民あるいは消費者の方々の理解を醸成しながら、特に飲用需要が低迷していることを踏まえまして、牛乳・乳製品の消費の拡大対策を強化する必要があると考えております。

その際、消費者の方々が牛乳を飲むかどうかということの御判断の着眼点としては、1つには機能性・有用性について知識を持っておられるとか、理解をよくされているかという点があるようでございますし、そのほかにもおいしさ等の面で商品に魅力を感じておられるかどうか。さらには3番目として、牛乳の持っているイメージということで、感性的な部分での着眼点で御判断がされていると分析をしております、それぞれの観点から、現在も行っております取り組みを強化していきたいと考えております。

有用性、機能性の知識の部分といたしましては、その紙の右側のやや上の部分にございますように、そうしたことについて健康科学会議の場ですとか、あるいはさまざま出されております学術情報のような、情報をいま一度整理・拡充をいたしまして、それをいかに正確に、あるいはいかにアピールするような形で、ターゲットも絞りながら御提供していくかという方向で取り組みを強化していきたいと思っております。

それから、酪農と牛乳に対する理解の一層の醸成ということで、左の下側に書いてございますけれども、現在もイメージの改善ですとか関心づくり、あるいは牛乳・乳製品の消費の習慣づけという切り口でさまざまな取り組みをしておりますが、これらについても先ほど申した、酪農が農地・国土を保全するという観点で非常に大きく貢献しているという

ことについて、理解を醸成することを進めながら、今やっておりますキャンペーンの強化ですとか、酪農教育ファームに取り組むという点では、さらにレベルアップをしていく、あるいはモデル牧場という形で、取り組みの方法についていろいろ普及をしていくこともやっていきたいと思っておりますし、広がりという点では学校、地域の関係者への情報提供を、よりやっていきたいと思っております。

また、牛乳の商品の魅力を増すという点で、表示のあり方をどういうふうにしていくかということを始めとして、新商品の開発を促進するような取り組みをしていきたいと考えております。

1つは、消費者の方々全体のニーズを把握していくことはもちろんでございますけれども、容器としてペットボトルの追加について、これは既に食品安全委員会におきまして、安全性について御評価がされている途中でございますが、このことについての取り組みをさらに進めていくということ。

あるいは、「牛乳」という表示の対象をどういうふうと考えていくか。場合によっては追加をしていくということ。例えば、生乳100%のものにビタミン、ミネラルを添加したようなものについて、牛乳としての表示についてどういうふうにか考えるかということについても検討していく中で、各メーカーにおかれて新商品の開発、あるいは宣伝、販促という点で、そうしたお取り組みを促進していければ、これも消費の拡大につながっていくのではないかと考えております。

そのほか、輸出ですとかL L牛乳の賞味期限の問題ですとか、いろいろと消費拡大のための取り組みは多岐多様にわたると思っておりますけれども、それぞれの点でよく問題点を整理して、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは最後になりますけれども、動物衛生課長からお願いいたします。

姫田動物衛生課長 動物衛生課長でございます。資料の11ページ、説明資料9でございます。

生産農場による衛生対策ということで、前回、堀江委員の方から、いわゆる養豚における事故率の上昇について御議論あったと存じております。具体的には、養豚農場において最近、PRRS（豚繁殖・呼吸障害症候群）とか、あるいはPMWS（離乳後多臓器性発育不良症候群）いわゆる常在ウイルスによる事故率が上昇しているということでござい

す。

具体的には関東とか九州、沖縄という主産地において、かなり事故率が上がっているということです。

この事故率の上昇にあって、コスト的にもかなり影響するというので、産業的には非常に大きな課題だと考えております。

ところが、こういうものは常在ウイルスによってもたらされるものでございますが、これといった決定打ということよりも、むしろ現段階においては、いわゆる消毒等の一般的な衛生管理の徹底とか、群単位のオールインオールアウトとか、今まで言われていたことをしっかりとやっていくことが、非常に有効だと考えております。

具体的にはK県の事例がございますが、これは関係者以外を徹底的に立入禁止にするとか、消毒も徹底的にやる、オールインオールアウトを徹底する、あるいは獣医師による巡回的な指導についても。さらにこういうことについて、1戸の農家だけじゃなくて、面的に地域全体で取り組んでいくことも含めてすることによって、事故率が顕著に減少し、あるいは出荷日齢が短縮したという事例がございます。

こういうことで発生予防は、効果的な飼養衛生管理の徹底が重要だと考えております。

また今回、宮崎県や岡山県で高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。それぞれの県で今現在、感染経路究明チームによって感染経路の究明をしております。いわゆる山口や京都で起こった場合は発生が終わってから感染経路の究明がなされていますが、今回は非常に発見が早かったということです。どこで初発が起こったかということも具体的にわかっております。そういう意味でかなり一生懸命衛生管理をやっておられますけども、穴があったということを聞いております。

こういうことから、衛生管理をさらに徹底していくことが非常に重要であると考えておりますし、また地域全体でやっていくことが重要だと考えております。

こういうことを踏まえまして、生産農場における飼養衛生管理の徹底ということで、私どもの国費を県経由で消費安全対策推進交付金を農場の清浄化とか、衛生管理の改善の取り組みを、集団でやるものに対して2分の1支援をするということと、今回のPRRSの制御のための汚染実態の調査、あるいは飼養管理技術の確立を図っていかうということも、研究課題として行っているところでございます。

こういう意味では、従来から言われていることを、さらにしっかりやっていくことが基本だと考えていますし、またこういうことについて、全体的な支援も行っていきたいと

考えているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございました。

質疑応答及び意見聴取

生源寺部会長 それでは、質疑あるいは意見をお寄せいただきたいと思います。提出されました資料、政府の見解に対する御質問、あるいは施策に対する御意見、御提言などどんな形でも結構でございますので、御発言をお願いいたしたいと思います。

また冒頭申し上げましたけれども、前回、施策に対する要望事項的な御発言もございましたが、要点で構いませんので、御発言を重ねていただいて結構でございます。

萬野委員、どうぞ。

萬野委員 前回の委員会でもお話ししたと思うんですけども、肉牛対策の施策をいろいろ考えていただいているんですが、目標としては当然牛肉の自給率の向上ということで、先ほどの説明にもありましたが、その中で4つのキーワードがあると思うんです。

1つは、特に繁殖を中心に担い手の確保。2つ目が自給飼料。3つ目が植物性食品残さの有効利用。4つ目が堆肥問題。

こういったテーマで、私の牧場でそれなりの取り組みもやりまして、それでいろんな問題点も出てきていますので、それをまず披露したいと思います。

1つ目の担い手の確保ですが、我々の牧場内も当然担い手を確保しないと業務が推進できないので、その中で我々は作業のシステム化、IT化を進めました。それは新規の社員が効率よく理解度をスピードアップさせるためにシステム化をして、あとはいろんな結果のデータベース化をすることによって、現状分析等ができるようなことを取り組んでおります。

2つ目の放牧繁殖ですが、今現在、繁殖雌 400 頭ほどの放牧繁殖をしているんですが、これはもともと目標が自給飼料の利用率アップを狙うことによって、コストダウンを図りたいと考えてやりました。もう1つは当然、子牛の安定確保。

そこで何が問題かといいますと、それなりの広大な放牧場が必要なので、その確保がなかなか大変だったという経験があります。

3つ目の植物性の食品残さの有効利用ですが、元来牛の世界は昔からおから、ビールが

す、ふすまも食品残さと言えはそうですし、最近、北海道の立地ですので、ポテトチップ等の製造段階での副産物の利用を始めたりしております。

そういった食品残さが、今現在では 40%を超えるぐらいの比率になっているんですが、問題はそういった供給するところと、当然安定供給がなかったらだめですし、安全性の確保も必要ですので、その辺の業者さんを見つける問題点が、時間的に結構かかるという問題がありました。

最後に 4 つ目の堆肥問題ですが、これに対しては再利用化を進めまして量的な減少を図り、また北海道ですので小麦生産者に堆肥を供給して、小麦生産者の麦わらをいただくという、一応地域の耕畜連携をしております。

問題点としては、耕種農業さんのメリットとされるポイントと、我々とのすり合わせに出会うというんですか、それにやはり時間がかかったという経験をしております。

日本の生産現場の全体的な状況から言いますと、先ほどの資料説明でもありましたように高齢化が進んでおり、また農家戸数が減少して、経営の規模が進んでいる。

しかし、進んでいるんですがなかなか不十分であるし、そういった結果、僕らから見ると耕作放棄地等の、また過疎化地域の農業資源の劣化が進んでいるんじゃないかなと思っております。

繁殖経営を考えまして、大規模繁殖経営、また新規担い手が必要というんですが、なかなか技術的なサポートができていないというふうな認識をしております。その点をクリアするために、7 つほどの提案をしたいと思っております。

1 つ目は、未利用の農地、耕作放棄地の流動化のシステムを考えていただきたいなと思っております。

2 つ目は、今現在、まだまだ有効利用を十分されていない公共牧場が結構あると思いますので、これの利用の促進を行ってほしい。

3 つ目はそれと関連するんですが、そういった公共牧場を利用して大型の繁殖農家を育成して、その繁殖農家の経営をモデルケースにして、またそこで培われた技術サポートのできる体系を考えていただきたいと思っております。

4 つ目は、先ほどにも関連するんですが、担い手をどういうふうに育成するというところで、地域のリーダーをきちっとつくる必要があるんじゃないかなと。そのために、今現在進めていただいている認定農業者制度を強力に進めていただいて、地域のリーダーを育成して、その延長線上で、まだまだ小規模の経営のレベルアップを図っていただきたいと

思います。

その結果5つ目ですが、そういった一定以上の経営感覚をお持ちのリーダーの方により、技術体系とか、必要な情報とかをきちっと整備していただきたい。

6つ目ですが、そういったリーダーと地域のネットワーク、また地域間のネットワークづくりをしていただいて、それが先ほどのうちの悩みでもある植物性の食品残さの新規利用とか、またもう1つは耕畜連携を推進して、自給粗飼料の利用率向上等に結びつくんじゃないかなと思っています。

最後に7つ目ですが、我々生産現場ではまだまだIT化が前近代的なレベルなので、その辺の整備を推進していただいて、できれば生産者、耕種農業の方、また食品工場の方たちが入れるような情報ネットワーク化を進めていただいたら、かなり効率よく、またスピードアップした構造改革が可能かと思っていますので、その辺かなりたくさんありましたけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

増田委員、どうぞ。

増田委員 牛乳の資料の御説明をいただいたので、それについてちょっと申し上げてみたいと思います。

牛乳の消費拡大が足踏み状態だということで、前回、浅野委員と近藤委員から、とても考えられるようなキーワードをいただいたとっております。それは浅野委員が言われた、減ったといっても乳飲料とか加工乳は伸びていますということですね。それから近藤委員が言われた、若い人は太るから飲まないという2つがある。

今日いただきました資料の中に、「表示の追加」という項目がありますけれども、それは追加というよりも、表示を変えらるとなると乳等省令とか大変ややっこしいことになるのかなと思いますが、茶飲料に負けているということを出発点にして考えますと、牛乳から引き算をすることに目を向けていくのが一つあるだろうと。

それから、個別の商品名に近くなるので恐縮ですが、牛乳の味が今、余り好まれないものになってきています。なぜならば、おいしいと銘打っている牛乳は確かに売れています。これは牛乳製造の機械になぞがあるのか、プラントの問題なのか、私は素人ですからわかりません。

充てん技術に消費者が、「おいしい」と銘打っている牛乳に手を伸ばす。それは賞味期限

が少し長いという便利さと、何よりも「やっぱりおいしいもんね」というのが消費者の声だと思います。

私はそれほど味覚が自分ですぐれているとは思わないんですが、何種類かの牛乳を並べて目隠し状態で飲んでみました。断然「おいしい牛乳」というのがおいしいんです。

この2つの点を考えれば、絶対に牛乳の消費は伸びますとは宣言できないんですが、考えてもいいポイントじゃないかと思いますので、意見を申し上げます。

生源寺部会長 今回の牛乳の引き算という御発言、ちょっと私、のみ込みにくかったんですけれども。

増田委員 例えば簡単に言うと脂肪分を抜くとか、それほど知っているわけじゃありませんけど、アメリカなんかは生乳100%牛乳じゃなくて、何でもかんでもミルク。何でもかんでもミルクというのいかなものかとは思いますが、足し算じゃなくて引き算に目を向けたい。それが加工乳なのか乳飲料なのか知りませんが、ということでございます。

生源寺部会長 表示との関連でということですね。

増田委員 そうです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

近藤委員、どうぞ。

近藤委員 前回は申し上げましたし、今の増田委員と関連なので、続けて申し上げた方がいいかと思ひまして。

牛乳のことで今日、この間の疑問について随分きちんと御説明いただきまして、ありがとうございました。多大な努力されているということは、十分理解できないなりに、されているんであるということもきちんと理解しようと努めた上でなおかつ、あえて申し上げようとする、例えば消費拡大するときに、本日いただいた資料を拝見しても、中高生とか小学生に対して、これは武見委員の方がずっとお詳しいと思うんですが、食育としての牛乳のとらえ方と、もう1つ、消費拡大としてのとらえ方は、かなり差があると思うんですね。そこをごっちゃにしてしまうと、幾らエネルギーをかけてやっても、届くべきところに、もしかして届いてないんじゃないかなという気がしております。

例えばですけれども、読み方に誤解があったら申しわけないので、どうぞ否定していただいて結構でございますが、食育、中高生対象に「牛乳に相談」というイメージ、テレビ

CMをやっている。食育（高校生などへの骨密度等あわせた普及活動）をしていると。

ここで1つ、出てきている言葉自体でバランスが外れていませんかということもありますし、それからその下の「主たる購買者である母親」と言いますが、中高生が飲む牛乳は、決して母親は買っていないで本人が買っているということもあります。

それから引くところ、牛乳は太るから嫌だといったところがありますけれども、例えばカルシウムとかほかのミネラル分を考えたら、今後確実に世の中で騒がれている、高齢者が増えるところに対して、もっともっと牛乳の拡大があるはずだと。

それから、牛乳自体は太るからとか、アレルギーであるとか、おなかを壊すからといって飲まない女性が非常に多いんですが、シュークリームとかチーズケーキが嫌いだという女性は余り聞いたことがないというように、牛乳そのもの以外に、例えばチーズなら食べる、ヨーグルトなら食べるという方々は大変多いはずなので、その辺の工夫もあるんじゃないかなと。

それと同時に、言ってみれば、かつて事業者側がいろいろな問題を起こしてきたために、消費者団体の方々が苦労して、現在の牛乳に関する表示をきちんとされてきたと思うんですが、それから何十年もたった今日、その表示が今の時代に本当にふさわしいものかどうかというところを国際的なこととか、実際に牛乳がどういうふうに使われて、思われているかということを考えて上で、もしかしたらもう一度考えてみる必要があるのかなと、強く思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

武見委員、どうぞ。

武見委員 ちょうど今、出ましたので関連して。

済みません、前回所用で欠席しましたので、そこら辺が理解が不十分な点があるかもしれないんですが。

確かに今、多分国民の平均的な1人の1日当たりの消費量が100g前後だと思うんですね。そういう意味ではもちろん、栄養学の立場から言っても、平均の摂取量としてもっとふやすことは必要だと思うんですが、一方で消費拡大といったときのキャンペーンの仕方が、飲めば飲むほどいいみたいだね。そういうようなことにつながりて考えたときに、一体どのくらい飲むことが本当に適切なのかというふうにして、正しく消費拡大をしているかということ。そのことはいい、太るから嫌だ。

例えば、たまたまきょう牛乳が出ていますけれども、エネルギー量を見ていただければ

200 ちょっとあります。もし、1日3回これを飲めば600いきますね。

というようなことも含めて、その辺で消費拡大というのが、単にふやせばいいんじゃないかと、本当にいろんな側面から見て望ましい方向に、どう増やすのかということをしっかり押さえていかないと、機能性とかそういうことをすごく追求すると、私の立場からすると、ある意味では賛成しかねるようなキャンペーンの張り方も、実は見受けられるので、その辺については十分配慮して、こうした消費拡大を進めていただきたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 萬野委員のIT情報化について、私も非常に賛成をしたいと思っております。IT化の整備について、ぜひ農林水産省として検討をしていただきたいと思います。

IT化には、目的として3つあると思います。1つは生産者自体の作業効率を上げるために、先ほど萬野委員がおっしゃったような、個々の事業者としてのIT化についての支援。それから、生産者同士のいろいろな情報交換するための情報ネットワーク化。これは民間の業者がやるのではなくて、ある程度行政レベルでやる必要があるのではないかと思います。

それから、先ほどの資料の9ページの担い手の現状を見た場合、まず繁殖農家さんの年齢が、高齢者が多いところを見るのではなくて、逆に15歳から39歳の方たちもいると、ポジティブに見たいと。

そして右側のページを見ると、結局農業経営をやっている方が参入するというよりも、農業外から参入した方、あるいは親の畜産経営を引き継いだ方たちがいらっしゃるということで、こういう農業外の人たちが今後、参入したいと考える場合の情報の入手方法ということで言いますと、今の時代若い人たちは、インターネットの利用は非常に大きいと思います。その場合、農林水産省のホームページもありますが、余りにもオフィシャル過ぎて、情報があり過ぎて、必要な情報が入手しづらいと。

そういうことを考えた上では、ある程度若い人を対象にした、担い手を含めた情報交換などのオフィシャルな情報提供も必要ではないかと思います。

それからちょっと戻りますが、個々の業者というか、農業をやってらっしゃる方たちのIT化及び、先ほど萬野委員も、業者を見つける部分が御苦労なさるという意見がありましたけれど、こういったこと言いますと、今までの農業支援的なコーディネーターとは

別に、産業コーディネーターなのかアドバイザーなのかわかりませんが、そういった方たちを投入する支援が必要ではないかと思います。

逆に近藤委員とか武見委員がおっしゃったようなことも含めて、実際に農業経営において今、非常に必要な部分はリサーチ力、マーケティング力、それからPR力を学んでいかなければいけない部分があると思うんですが、そういったものを自分が勉強して学んでいくということでは追いつかないんですね。そういった情報を持ってきて、組み立てて、アドバイスしてくれる役目の方。それから、そういった情報のツールとしてのIT化を積極的に、行政だったり農林水産省の立場でできることがあるように思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

冒頭申し上げた予定を少し過ぎている状況でございますので、委員の皆様方からの御発言は、一たんここで打ち切らせていただきたいと思います。

ただ、昼休みの間に役所の方に追加的に用意していただきたい資料等が、もし御希望としてあればそれを承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 先ほどの担い手の支援の8ページのところですけれども、年齢別の資料がありますね。それからその上に繁殖の牛の数があるんですけど、これがリンクした資料があるかどうか。つまり、年をとっている人は何頭牛を飼っているのかを知りたいんですね。

生源寺部会長 わかりました。検討していただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、何人かの委員の方から御発言ございましたけれども、役所の方で何かコメントございますか。内容的には特にございませんね。御意見が多かったということで、よろしければと思います。何かあれば。

釘田畜産振興課長 私の方からは、萬野委員からの肉牛の増頭関係で、たくさんの貴重な御助言をいただきました。

これまでも地域肉用牛振興対策といったことの中に、いろんなメニューを用意してやってきておりますけれども、残念ながら頭数がなかなか増えていないというのが現状でございます。

先ほども御説明しましたような、今後の増頭目標を私どもで立てておりますので、今回また地域肉用牛振興対策の中身を少し見直しまして、先ほどいただいたような御助言も参

考にしながら、より肉牛の繁殖雌牛の増頭にターゲットを絞ったような仕組みを用意して、着実に増頭につながるような対策を打っていきたいと思っております。参考にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

生源寺部会長 そのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは午前の議論はここで終了いたしまして、直ちに関連団体の方から皆様への要請があるということがございますので、1階の第3、第4会議室にお移りいただきたいと思っております。

清家畜産企画課長 この後、団体要請の場に行かれた後で、お昼の時間は12時ごろかと思いますが、1階奥の会議室のAとBに昼食を御用意していますので、団体要請の後に昼食をおとりいただきたいと思っております。

午前 11 時 34 分休憩

午後 1 時 00 分再開

諮問及び関連資料説明

生源寺部会長 大変お待たせいたしました。部会を再開いたしたいと思っております。

諮問案がまとまったということがございますので、事務局から机の上に配付をしていただいております。

なお、この諮問につきましては事務局から説明を承った後、3時50分までをめぐり、午前中からの質疑も含めて継続し、3時50分から、それぞれの委員の方から諮問に対する賛否の表明をしていただくという形で進めてまいりたいと思っております。

それでは資料の説明をお願いします。

清家畜産企画課長 それでは私の方から、配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

番号を振っておりますので、それで御確認をしていただければと思っておりますが、諮問関係

の資料として3 - 1、3 - 2、3 - 3とございます。それから、1枚紙の資料4で総括表。あと資料5が1つございます。あと6 - 1から順次見ていただきまして、資料6 - 6までお配りしているかと思えます。

よろしゅうございますでしょうか。

それと午前中、伊藤委員から御要求ありました資料については、別途1枚紙をお手元にお配りしております。これは諮問の後に、改めて御説明をしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

資料の方はよろしいでしょうか。

それでは本日付で、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がございますので、まず牛乳乳製品課長から、加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

平岩牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

それでは、加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文を朗読させていただきます。お手元の資料の3 - 1をごらんいただきたいと存じます。

読み上げます。

18生畜第2529号

平成19年3月8日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成19年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、ただいま朗読していただきました諮問に関連して、御説明をお願いいたします。

平岩牛乳乳製品課長 それでは、関連資料について御説明をさせていただきます。資料4及び5に即しまして御説明を申し上げます。

まず資料4でございますが、これは結論のみを書いております。1番の加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量でございます。19年度の補給金単価につきましては、1kg当たり10円55銭、昨年に比べまして15銭の引き上げという形になっております。

限度数量につきましては198万t、昨年に比べまして5万tの引き下げという形になっております。

引き続きまして、資料5の説明資料に基づきまして御説明を申し上げます。なお参考資料といたしまして、平成18年牛乳生産費の全国と北海道、また牛乳・乳製品に関する生産、流通、需給、消費関係の資料が記載されております酪農関係資料をお配りしております。必要に応じてごらんいただければと存じます。

それでは、具体的な算定につきまして御説明をさせていただきます。資料5の、加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料をごらんください。

1ページから3ページが補給金単価、4ページから5ページが限度数量についての御説明でございます。そして6ページ以降は、それぞれの説明参考資料を入れさせていただいております。

それではまず、補給金単価についてでございます。1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、補給金単価算定の考え方でございます。加工原料乳の補給金単価は、加工原料乳地域である北海道の生産費及び、乳量のおおのの移動3年平均の変化率から求めた生産コスト等変動率を前年度の補給金単価に乘じまして、「当該年度の加工原料乳生産者補給金単価」を算定することとしております。

この方式は変動率方式と呼ばれておりまして、補給金制度を改正し平成13年度分に適用して以来使用してある方式でございます。19年度の単価算定におきましても、この変動率方式で算定をしております。

この考え方を算式としてまとめたものを、1ページの中ほどにお示ししております。「当該年度の補給金単価 = 前年度の補給金単価 × 生産コスト等変動率」でございます。

このうち生産コスト等変動率の部分については、 $(C_0 \text{ 分の } C_1) \div (Y_0 \text{ 分の } Y_1)$ で求め

ることになっております。 C_0 分の C_1 は、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率でございます。 Y_0 分の Y_1 は、搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率でございます。どちらも移動3年平均と なってございます。

次に算定要領でございますが、単価算定の基本となります前年度の補給金単価は本年度、すなわち平成18年度の補給金単価で、生乳1kg当たり10.40円でございます。

次のページで、生産コスト等変動率の算定方法でございます。これは前のページの算式のとおり、搾乳牛1頭当たりの生産費(移動3年平均)の変化率を搾乳牛1頭当たり乳量(移動3年平均)の変化率で割り、算出することとなっております。

この生産コスト等変動率の算定の中身につきまして、御説明をいたします。搾乳牛1頭当たり生産費の変化率の御説明でございますけども、まず(1)の搾乳牛1頭当たり生産費(移動3年平均)について御説明いたします。

搾乳牛1頭当たり生産費の算定の基礎となりますのは、牛乳生産費の飼養頭数規模別の搾乳牛1頭当たり全算入生産費でございます。これをまず畜産統計に基づき、直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウエートにより加重平均いたします。分母、分子各年の生産費を直近年のウエートで加重平均することにより、過去3年間の飼養規模の拡大がなかったものとして、規模拡大努力による生産性の向上の成果が、生産者の手元に残るような配慮をしたものでございます。

次に、酪農経営の実態を的確に反映させるため、この生産費に集送乳経費、販売手数料及び企画管理労働費を加算いたしまして、さらに物価・労賃の直近の動向等を織り込みます。このようにして算出した搾乳牛1頭当たり生産費を、ここでは修正生産費という名前で呼ばせていただきます。

この修正生産費の当年を含む過去3年の平均(分子)を、前年を含む過去3年の平均(分母)で割りまして算出したのが、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率でございます。

修正生産費の算出方法でございますが、「ア」から順に御説明いたしますと、物財費等の各費目につきましては、調査時期と算定時期のずれを補正するため、原則として当年を含む過去3年(分子)については直近18年11月から平成19年1月の水準に、また前年を含む過去3年(分母)はその1年前、すなわち平成17年11月から平成18年1月の水準に物価修正をいたします。

また家族労働費につきましては、酪農経営の実態を適切に反映させるため、厚生労働省の毎月勤労統計調査による、北海道の製造業5人以上規模の労働賃金により評価をいたし

ます。

地代及び資本利子につきましては、当年を含む過去3年（分子）は、直近年の平成18年に、前年を含む過去3年（分母）は1年前の平成17年の水準に評価をいたします。

さらに企画管理労働費につきましては、「牛乳生産費調査結果」に基づく企画管理労働時間に、家族労働費と同額の労賃単価を乗じて算出いたします。

このようにして求めた、当年を含む過去3年の修正生産費の平均を、前年を含む過去3年平均で割りまして、修正生産費の変化率を算出するわけでございます。

続きまして（2）の、搾乳牛1頭当たり乳量（移動3年平均）の変化率でございます。搾乳牛1頭当たり乳量につきましては、牛乳生産費による搾乳牛通年換算1頭当たり乳脂肪率3.5%換算乳量を、直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウエートにより加重平均をいたしまして算出し、これをここでは修正乳量と呼ばせていただきますが、この修正乳量の当年を含む16年から18年の過去3年の平均を、前年を含む15年から17年の過去3年の平均で割りまして算出をいたします。

なお乳量につきましても、経営規模が拡大すればするほど乳量が増加する傾向がございますので、生産費の変化率の算出と同様に、直近年の頭数ウエートで加重平均して算出することによりまして、生産者の生産性向上の成果に配慮をしているところでございます。

ちょっと飛びますけど、7ページをお願いしたいと存じます。このようにして求めますと、一番下に出ておりますが、1頭当たり生産費の変化率が1.0203、搾乳牛1頭当たり乳量の変化率は1.0058となり、生産コスト等変動率は1.0144となります。

あっちこっちって大変恐縮ですけれども、3ページにいま一度お戻りいただきたいと存じます。19年度単価の試算値は、18年度単価の10.40円/kgに生産コスト等変動率の1.0144を乗じて得られました10.55円/kgといたしたところでございます。これは、前年度単価から15銭の引き上げとなっております。

生産コスト等変動率の詳細な算定につきましては、説明を省かせていただきますけれども、6ページから8ページに記載してございますので、御参照いただければと思います。

以上が、補給金単価関係の算定につきましての御説明でございます。

続きまして、限度数量について御説明をさせていただきます。1枚めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

まず考え方でございますが、限度数量は19年度の推定生乳生産量から推定自家消費量、牛乳等向け生乳消費量、その他乳製品向け生乳消費量、生産に係る要調整数量（生産）を

控除いたしまして、特定乳製品向け生乳供給量として見込まれる数量を算定いたしまして、これを限度数量としております。

4 ページの中ほどにございますのが、この考え方を算式で示したものでございます。

次に、算定要領について御説明いたします。1 の推定生乳生産量については、最近の経産牛頭数から平成 19 年度の経産牛頭数を推定いたしまして、その頭数に乳量を乗じて算出をいたします。

2 の推定自家消費量につきましては、最近の動向等を考慮して算出をいたします。

3 の牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量につきましては、平成 9 年度から平成 18 年度の消費者物価指数（総合）さらに飲料支出に占める牛乳支出の割合と、国民 1 人当たりの年間牛乳等向け生乳消費量の関数によりまして、19 年度の国民 1 人当たりの年間牛乳等向け生乳消費量を推定いたしまして、これに 19 年度の推定総人口を乗じたものに、学校給食用生乳消費量として見込まれる数量を加えて算出をいたしております。

4 のその他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量については、最近の動向等を考慮して算出をしております。

5 の要調整数量（生産）につきましては、輸入乳製品を除く推定生乳消費量を上回って生産されると見込まれる生乳量でございまして、需給均衡を図るために生産の調整が必要な数量でございます。

それでは、おのこの数値の算定について御説明をいたします。少し飛んでいただいて恐縮でございますが、見開きになっております 10 ページと 11 ページをお願いいたします。

10 ページ、11 ページは、推定生乳生産量 Q 1 の算定基礎をお示ししたものでございます。右側の 11 ページをごらんいただきますと、左上の欄に として経産牛の頭数がございます。また、その右隣が 経産牛 1 頭当たり月間乳量、さらにその右が として平成 19 年度生乳生産量がございます。

ごく簡単に申しますと、毎月の経産牛頭数に経産牛 1 頭当たりの月間乳量を乗じまして、毎月の生乳生産量を算出いたします。これを 19 年 4 月から 20 年 3 月まで足し上げることによりまして、19 年度の推定生乳生産量を算出しております。19 年度合計で 800 万 7000 t となります。

ここでは 800 万 7000 t を下限値といたしまして、この表の下の注意書きの（2）にございますとおり、経産牛 1 頭当たり月間乳量が、（1）よりも 1 標準偏差でございます 1.6% 多い場合で、その他は同様に算出した 813 万 3000 t を上限値といたしております。

そして(3)にございますように、この両者の中央値が807万tとなります。

以上が、生乳生産量の推定でございます。

なお左側の10ページは、毎月の経産牛頭数をどのように推定したかを示したものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。生乳生産量以外の要素についての算定基礎でございます。2の推定自家消費量D1でございますが、18年度見込みを基礎に最近の動向を考慮して、7万8000tと推定しております。

3の牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量D2については、D2AとD2Bに分けて算出しております。このうちD2Aは、牛乳乳製品統計における牛乳等向け生乳処理量ベースにより見込まれる牛乳等向け生乳消費量から、学校給食用を除いたものでございます。

D2Aについては消費者物価指数(総合)、また飲料支出に占める牛乳支出の割合と、国民1人当たりの牛乳等向け生乳消費量との関数から、19年度の国民1人当たりの牛乳等向け消費量であるd1を推定いたしまして、これに19年度の推定総人口Nを乗じることにより算出しております。

この算式によりまして、410万5000tから416万1000tと算出しております。なお、変数の予測に誤差として1%程度を見込み、幅を持たせておるところでございます。

D2Bの学校給食用生乳消費量については、児童生徒数の減少を考慮いたしまして、40万6000tと推定しております。そして、D2AとD2Bを足し合わせると、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量D2が出てまいりまして、これは451万1000tから456万7000tとなりまして、その中央値は453万9000tとなります。

4の、その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量D3については、18年度見込みを基礎に最近の動向等を考慮いたしまして、143万5000tと推定しております。

5の要調整数量(生産)でございますけれども、Q1-Q1でございますが、Q1は先ほど御説明いたしました19年度の推定生乳生産量で、800万7000tから813万3000tでございます。ここから19年度の輸入乳製品を除く推定の生乳消費量Q1の796万9000tから809万5000tを差し引きまして3万8000tとしております。

恐縮ですが、もう一度5ページにお戻りいただければと存じます。中ほどに算式と、それぞれの試算結果をお示ししてございます。上から、推定生乳生産量の中央値は807万t、推定自家消費量は7万8000t、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量の中央値は453

万 9000 t、その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量は 143 万 5000 t、要調整数量（生産）は 3 万 8000 t となっております。

これらを上の算式に当てはめると、求める数量、すなわち限度数量である L が出てまいりまして、198 万 t となるわけでございます。

次に、見開きになっております 14 ページ、15 ページをごらんください。これは生乳需給表をお示ししておりますけれども、この表は限度数量の御審議の参考となるようにお示したものでございまして、これまでのところで御説明をいたしました数値等の一覧表となっております。

なお、この表には、あわせて 18 年度見込みに対する伸び率を付させていただいております。この表につきましては、今まで御説明した数字ということもございまして、説明は省略をさせていただきます。

算定資料の御説明については以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして食肉鶏卵課長から、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

牧元食肉鶏卵課長 それでは、お手元の資料の 3 - 2 と 3 - 3 をごらんいただきたいと思っております。

朗読をさせていただきます。

18 生畜第 2541 号
平成 19 年 3 月 8 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続きまして、3 - 3 でございます。

18生畜第2542号

平成19年3月8日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成19年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

引き続きまして、今、御朗読いただきました諮問に関連した御説明をお願いいたします。

牧元食肉鶏卵課長 それでは資料4及び6に基づきまして、御説明をさせていただきます。

初めに、1枚紙の資料4をお開きいただきたいと思います。中段の2のところ、指定食肉安定価格についてでございますが、牛肉につきましては安定上位価格は1010円、安定基準価格は780円と、18年度と同額の試算値でございます。

豚肉につきましては、安定上位価格は480円、安定基準価格は365円と、18年度と同額の試算値でございます。

下段の3の指定肉用子牛の保証基準価格、合理化目標価格についてでございますが、保証基準価格につきましては黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、交雑種、いずれも18年度と同様の試算値でございます。

合理化目標に価格につきましても、各品種区分ともに18年度と同額の試算値でございます。また、合理化目標価格の適用期間については、18年度と同様に1年間としておとるでございます。

続きまして内容につきまして、資料6で御説明をさせていただきます。まず資料6-1、平成19年度指定食肉安定価格算定要領をごらんいただきたいと思います。

まず1ページをごらんいただきたいと思います。豚肉の安定価格につきましては直近5

年間を基準期間といたしまして、その期間におきます肉豚の農家販売価格に生産費指数を乗じ、翌年度の農家販売価格を推定いたしまして、これを枝肉換算係数と定数によって、卸売市場で販売をされます枝肉価格に換算をいたします。さらに変動係数を用いまして、安定基準価格と安定上位価格という形で、上下に開いて算定をするというスタイルになっております。これを算定式にまとめますと、この表記の式ということでございます。

続きまして2ページは、各要素についての御説明でございます。まず(1)でございますけれども、基準期間の肉豚の農家販売価格(P0)につきましては、平成14年2月から平成19年1月までの5年間の農業物価統計によります農家販売価格を、平均して算定をいたしているところでございます。

次に(2) 生産費指数(I)につきましては、直近5年間の基準期間におきますところの平均的な生産費に対しまして、価格算定年度となります平成19年度の推定生産費の変化の動向を見るための指数でございます。

(2)の「ア」から「エ」にございますように、生産費指数は4つの要素(q0、q1、p0、p1)から構成されておりますけれども、「オ」に示しますように、これらを総合的に計算してIを求めるところでございます。

「ア」に示す最初の要素(q0)につきましては、直近5カ年間における実質費用でございます。

また「イ」につきましては、直近5年間の実質化した各費用、費目の傾向から、価格算定年度でございます平成19年度の実質費用の計算を行いまして、各費目のq1を求めるわけでございます。

「ウ」は、費目ごとに農業物価統計等を用いまして、直近5年間の生産費調査に対応いたします、基準期間の物価指数の平均値(p0)を算出するところであります。

また「エ」は、各費目ごとに直近、原則として平成18年11月から19年1月までの平均の物価指数から、価格算定年度における物価指数を算出するわけでございます。

続きまして3ページの「オ」でございますけれども、各費目ごとに実質費用に物価指数を乗じまして名目化をいたします。これを合計化するわけでございます。

基準期間の名目費用の合計額(q0p0)を分母といたしまして、価格算定年度の名目費用の合計額(q1p1)を分子といたしまして、生産費指数(I)を計算するところでございます。

(3)でp0とIを掛け合わせますと、19年度の農家販売段階におきますところの価格

が算出をされるわけでございます。安定価格につきましては枝肉の販売価格でございますので、農家販売価格を省令規格の枝肉の販売価格に換算をする必要があるわけでございます。このため、基準期間5カ年間におきます豚肉の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の推移から、両者の一次回帰式を作成いたしまして、 m と k が回帰式の係数、定数であるわけでございます。

こうして得られました枝肉の換算式に、19年度の肉豚の農家販売価格を代入することによりまして、枝肉販売価格を算定しているところでございます。

次に(4)は、(3)で算出をいたしました豚の枝肉卸売価格を、通常の価格変動幅でございます14%で上下に開きまして、安定基準価格と安定上位価格を算出するわけでございます。

以上が、豚肉についての安定価格算定の考え方でございます。

次に4ページで、牛肉につきましても制度の趣旨は豚肉と同様でございまして、算定方式も基本的に同様でございます。

基準期間につきましては、牛肉では7年間でございます。7年間におきます肉牛の農家販売価格に、生産費の変化率でございます生産費指数を乗じまして、これを枝肉換算係数、定数で、指定食肉の枝肉販売価格に換算をいたします。さらに変動係数を用いて上下に開いて算定をするということでございます。

指定食肉でございます牛肉は、去勢牛のB2とB3の規格でございまして、当該去勢牛につきましても、肉牛と乳雄の両方が対象となっているところでございます。

一方、算定に必要な農家販売価格、生産費等のデータにつきましては、和牛と乳雄が別々に調査をされているところであります。

したがって、それぞれの系列ごとに計算をいたしまして、枝肉価格を算出する際に一本化をして求めることになっております。算定式の中で各項目の w は和牛の系列、 d が乳用雄の系列でございます。これを算式にまとめたのが4ページの式でございます。

続きまして5ページで、各構成要素についてでございます。5ページ中段の(1)基準期間におきます肉牛の農家販売価格につきましては、和牛と乳雄の2つの系列があるところで、ここでは P_0w と表記しております和牛の系列と、 P_0d と表記されております乳用雄の肥育牛の系列それぞれにつきまして、直近7カ年の各月の農業物価統計におきます農家販売価格を平均して算出をしているわけでございます。

(2)の生産費指数 I につきましては、去勢和牛の生産費指数、乳用雄肥育牛の生産費

指数に分けて算出をしているところでございます。

具体的な算定方式につきましては、以下の「ア」から、次のページの「オ」に記載をしておりますとおりでございますが、豚と同様でございますが、4つの構成要素を算出したしまして、それぞれ掛け合わせまして基準期間の名目生産費、それから19年度における名目生産費を求めてIを計算しているところでございます。これも和牛と乳雄に分かれていること以外は、基本的には豚肉と同様の計算式でございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。(3)の枝肉の換算係数、定数も従来どおり、直近7カ年の指定食肉の枝肉販売価格に対しますところの去勢肥育和牛の農家販売価格と、乳用雄の肥育牛の農家販売価格との回帰関係から関係式を求めまして、枝肉卸売価格を算出しているところであります。

また(4)でございますけれども、(3)で得られました枝肉販売価格を上下に開くための変動係数につきましては、前年度と同様±13%となっているところでございます。

以上述べたことを実際の数値に即して御説明をいたします。続きまして、資料6-2でございます。

お開けいただきまして、1ページの豚肉のところでございますが、試算の全体像につきましては(2)にございますように、直近5カ年間におきます肉豚の農家販売価格が284円でございます。これに生産費指数Iが0.955ということで、271円22銭というのが、19年度に見込まれる肉豚の農家販売価格になるわけでございます。

これに枝肉換算係数、定数をそれぞれ掛け、加えまして、423円14銭が枝肉価格でございます。

これを14%で上下に開きますと、安定基準価格が363円90銭、上位価格が482円38銭でございますが、これを従来ルールどおりに5円刻みで丸めると、上が480円、下が365円ということで、いずれも据え置き値となるわけでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。表で数字が入っておりますけれども、基準期間におきます肉豚の農家販売価格、いわゆるP0の計算を示しているところでございます。

これにつきましても基本的には、平成14年2月からの5カ年間の各月の肉豚の農家販売価格の平均値を求めているわけでございます。一部右側に修正値ということで、異なった値が記入をされております。これは従来ルールどおりでございますけれども、安定価格帯におさまっていない価格につきましては、それぞれ安定基準、上位価格に見合う農家販

売価格に修正を加えているものでございます。

続きまして、3ページの(1)は生産費指数(I)の算式でございます。Iの分母、分子それぞれに記入されております指数でございます。また、(2)に試算値が出ておりますけれども、2万5216円分の2万4086円ということで、0.955と算出をされるところでございます。

なお、以下の4ページ、5ページには、そのIを計算するための算出基礎でございます。それぞれの数値が、それから6ページから8ページにつきましては、それぞれの項目の諸元が記載をされておりますが、省略をさせていただきます。

少し飛びまして、9ページをお開きいただきたいと思います。枝肉の換算係数、定数につきましては、基準期間の枝肉販売価格と肉豚の農家販売価格の回帰関係から算出をいたしまして、表記の式ということになっております。

この式によりまして中心価格を求めまして、変動係数14%で上下に開いて価格を算定しているというのが、豚肉の算定の方法でございます。

続きまして資料6-3で、牛肉の関係でございます。おめくりをいただきまして1ページの(2)の算式でございますけれども、和牛の系列はP0が1032円。これは去勢和牛の直近7年間における農家販売価格でございます。これに去勢肥育和牛における生産費指数の0.917を掛けて得られます946円34銭が、19年度におきます去勢和牛の農家販売価格でございます。乳雄の系列は、P0が378円、Iが0.969でございます。これから掛けて得られます366円28銭が、乳雄の農家販売価格でございます。

次に、農家販売価格を枝肉価格に換算をするために、それぞれ係数あるいは定数によって計算をいたしまして、枝肉の価格895円66銭が求められるところでございます。

これを13%の変動係数で上下に開きますと、上が1012円10銭、下が779円22銭でございます。これも従来どおり5円単位で丸めると、上が1010円、下が780円となるところでございます。

次の2ページ以降は、各要素についての数字の説明でございます。2ページは、和牛の農家販売価格の計算を示しています。豚肉と同様に修正が必要な月につきましては、必要な修正値に変えているということでございます。

またおめくりをいただきまして3ページにつきましては、乳雄肥育牛について示しているところでございます。

さらにおめくりをいただきまして4ページに生産費指数の算式を示しております。(2)

の「ア」でございますけれども、和牛につきましては0.917、乳用雄につきましては0.969となっております。

Iの各要素につきましては、次の5ページから20ページにかけて詳細を掲げておりますが省略をさせていただきます、21ページまで飛ばさせていただきます。

ここでは農家の販売価格を枝肉に換算する係数、定数を示していきまして、直近7カ年の価格動向を用いて回帰式を求めますと、表記の式となるわけでございます。この回帰式に去勢肥育和牛の農家販売価格、乳雄の農家販売価格を代入いたしまして中心価格を求め、それを変動係数13%で上下に開くという計算をしているところでございます。

駆け足で恐縮でございますが、次の資料6-4は子牛関係でございます。さらにおめくりをいただきまして1ページですけれども、肉用子牛の保証基準価格につきましては、和牛系列については黒毛、褐毛、その他の肉専用種の3区分、乳用種系列といたしまして乳用種、交雑種の2区分ということで、合計5つの品種区分を算定しているところでございます。

具体的にはそれぞれの和牛系列、乳用系列につきまして、基準期間の子牛の農家販売価格の平均値を求めまして、それぞれの品種ごとの基準期間と、価格算定年度とのコストの変化率を示します生産費指数を乗じます。そして農家販売段階の子牛価格を求めた後で、これを市場取引価格ベースに直すための市場取引換算係数、定数によって市場価格に換算をいたしまして、そして品種格差係数を乗じまして、それぞれの品種の価格を求めるというスタイルになっております。

おめくりをいただきまして2ページの(1)基準期間の肉用子牛の農家販売価格(P0)につきましては、昭和58年2月から平成2年1月までの、自由化前7カ年の和子牛と乳の子牛の農家販売価格のそれぞれを平均して算出しているところでございます。

そして(2)生産費指数(I)につきましては、和牛、乳用種それぞれの生産費をもとに算定をしております、その要素となります、記載の4つの計算方法につきましては、豚肉、牛肉の安定価格と基本的に同じ考え方になっております。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。(3)市場取引換算係数につきましては、農家販売価格と市場価格との回帰関係から関係式を求めて算出をしているところでございます。

また(4)の品種格差係数(D)につきましては、和の子牛は自由化前7カ年間の和子牛、黒褐一本の市場価格と、黒毛、褐毛、その他肉専用種それぞれの市場価格との関係が

ら算出をしているところであります。

また交雑種につきましては、自由化前7カ年間の乳の子牛の市場価格と交雑種の市場価格との関係から算出をしているところでございます。

以上が、肉用子牛の保証基準の考え方でございます。

続きまして合理化目標価格につきましては、次の4ページをお開きいただきたいと思います。2の合理化目標価格につきましても、保証基準価格と同様に、和牛系列と乳用種の系列の2つの系列に分けて計算をしております。それぞれの系列の中で品種格差係数を用いまして、和牛系列につきましては3つの品種、乳用種につきましても2つに分けているところでございます。

具体的な計算方法につきましては、まず初めに一定期間の輸入牛肉価格に関税率、諸経費の割合を掛けまして、国内における輸入牛肉の部分肉価格を算出いたします。そしてこの部分肉価格に輸入牛肉と国産牛肉の品質格差係数を掛けまして、品質格差を考慮いたしました輸入牛肉に対抗し得る国際牛肉の部分肉価格を計算するところであります。

次に、過去の部分肉価格と肥育牛農家販売価格との関係式などから、肥育牛1頭当たりの農家販売価格を換算するところでございます。そして肥育牛の農家販売価格から、肥育を行う際に必要な素畜費以外の合理的な費用の額を控除いたしまして、肥育段階における肉用子牛の農家購入価格を算出いたします。

ここで算出されたものは肥育農家の購入価格でございますので、これを市場取引価格に換算をいたしまして、さらに品種格差係数を掛けて、品種ごとの合理化目標価格を算出するという計算式でございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。各要素についてですが、まず(1)の輸入牛肉の価格についてでございます。これは一定期間の豪州産及び米国産、さらにそれぞれの冷蔵・冷凍ごとの輸入価格を、加重平均をして求めているところでございます。

こういった期間になっておりますのは、15年12月に米国産牛肉の輸入停止がございましたので、直近の実績では将来の牛肉の需給を見通すことが困難ということで、米国産がとまる前の期間をこのような形で置いているわけでございます。

そして、輸入価格につきましてはドル建てで計算をしておりますので、直近5カ年間、平成14年2月から19年1月までの5年間の為替レートによりまして、円に換算をしているところでございます。

そして(2)の関税率及び諸経費でございますけれども、関税率は現行の38.5%、また

輸入諸経費につきましては輸入諸掛率を従来どおり7%、消費税率を5%としているところであります。

また、(3)の品質格差係数(Q)につきましては、輸入牛肉と国産牛肉との品質格差を織り込むものでございます。

また、(4)の肥育牛の換算係数等につきましては、国産牛肉の部分肉価格を生体価格に換算するための係数と定数でございます。

続きまして6ページでございますけれども、肥育に要します合理的な費用の額(G)につきましては、各費目の実質費用(q0)をもとに、物価指数(p1)等を勘案して計算してございます。

次の7ページの(6)でございますけれども、(5)までの計算によりまして、農家段階での子牛価格が決まるところであります。これをさらに市場取引価格に換算をするために、指定肉用子牛の市場取引価格と農家購入価格との回帰関係から換算係数を求めまして、市場取引価格に換算をしてございます。

そして(7)でございますけれども、(6)で求めた価格に品種価格差係数を乗ずることによりまして、各品種ごとの合理化目標価格を算定しているということで、以上が、合理化目標価格の考え方でございます。

また別の資料になって恐縮でございますが、次の資料6-5をお開きいただきたいと思っております。肉用子牛の保証基準価格の実際の数値でございます。

1ページの算式につきましては、先ほど御説明をしたとおりでございます。

2ページをお開きいただきたいと思っておりますが、具体的に試算をした数値を示しております。試算した結果につきましては、黒毛和種につきましては30万4000円、褐毛和種につきましては28万円、その他の肉専用種につきましては20万円、交雑種につきましては17万5000円、乳用種は11万円でございます。それぞれ前年度と同額となっているところでございます。

続きまして3ページ、4ページは農家販売価格(P0)で、基準期間は牛肉の自由化前の7年間で固定をしております。4ページの右下でございますけれども、30万2660円となっております。

お開きをいただきまして5ページ、6ページでございますけれども、ここは乳の子牛系列の農家販売価格でございます。これも牛肉自由化前の7年間ということで、6ページの右下で16万7246円となっているところでございます。

次の7ページをお開きいただきたいと思います。生産費指数（I）の計算を示したところでございます。分母につきましては基準期間におきます生産費、分子は価格算定年度、すなわち19年度に見込まれる生産費を示しております、Iは生産費の変化率でございます。

Iの計算結果につきましては、黒毛が0.936、褐毛が0.928、その他が0.880、乳用種0.658、交雑種0.873となっております。

9ページ以下に算出基礎を示しておりますけれども、これは恐縮でございますが省略をさせていただきます、ずっと飛びまして28ページをお開きいただきたいと思います。3で、市場取引換算係数の計算結果でございます。これは子牛の農家販売価格と市場取引価格との関係から求められておまして、(2)の下にあるような式となっているところでございます。

同じく下の4の品種格差係数につきましては、和牛の子牛のグループから黒毛への品種格差係数につきましては1.003、褐毛では0.933、その他では0.704。それから乳用種から交雑種に分離する品種格差係数1.177となっておりまして、以上が保証基準価格の計算結果でございます。

最後の資料6-6、合理化目標価格の数値でございます。1ページは先ほど御説明をしたとおりでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。試算の結果でございますが、まずは和牛の系列の計算について、一番上の式のPの後の463円89銭が輸入牛肉の価格でございますが、これをもとに、ここにございますように試算をいたしますと、市場取引価格につきましては真ん中辺のところ、26万3867円となっております。これに品種格差係数をそれぞれ乗じまして、従来のルールどおり100円単位を四捨五入して1000円単位で丸めると、黒毛和種が26万7000円、褐毛和種が24万6000円、その他肉専用種が14万1000円でございます。

それから乳用種の系列の計算につきましても、輸入牛肉価格をもとに計算いたしますと、下の真ん中辺でございますが、8万1116円となります。これを市場取引価格に換算をいたしますと8万221円となりまして、これも1000円単位で丸めると8万円となります。これが乳用種の合理化目標価格でございます、交雑種につきましては乳用種との品種格差係数を掛けまして1000円単位で丸めると、13万5000円となるということでございます。

さらにおめくりをいただきまして3ページ以下は、各要素の計算の内訳でございます。

牛肉輸入価格（CIF価格）でございますが、国別、冷凍・冷蔵別の輸入シェア、輸入単価、為替レートから求めますと、先ほど御説明しましたキロ当たり 463 円 89 銭となっております。

4 ページで関税率、輸入諸掛率、消費税率を合わせますと、T は 1.505 になるわけでございます。

品質格差係数（Q）についてでございますけれども、分母につきましては国別、冷凍・冷蔵別のシェアと、単価から求めました輸入牛肉の部分肉価格でございます。また分子につきましては、国産牛肉の部分肉価格を代入いたしまして、格差の比率を求めますとごらんのとおり、和牛については 2.68、乳雄が 1.43 という結果になるわけであります。

次に 5 ページをお開きいただきたいと思います。肥育牛の換算係数につきましては、直近 7 カ年の部分肉価格と肥育牛の農家販売価格の回帰式から求めているということでございます。

そして、6 ページの肥育に要する合理的な費用の額につきましては、去勢和牛が 38 万 2276 円、乳雄が 26 万 7650 円となっております。

そして 7 ページでございますが、6 番は市場取引換算係数、7 番は品種格差係数の計算式でございます。

以上、長くなりましたけれども、御説明を終わらせていただきます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

審 議

生源寺部会長 それでは議論に入りたいと思いますけれども、伊藤委員から御要求のありました資料につきまして、清家課長の方からお願いいたします。

清家畜産企画課長 1 枚紙の資料で御説明します。

説明の前に、大変恐縮ですけれども訂正をお願いしたいんですが、表題のところ「年齢別・飼養規模別戸数」とございます。この「戸数」とあるのは、「従事者数」に御訂正をお願いいたします。

中身の説明でございますけれども、横軸は年齢階層別でございます。縦軸が飼養形態とございますが、子取り用雌のみ飼っている農家、それから肥育牛を飼ってらっしゃるところ。また一貫経営というのは子取り用の雌牛、それから肥育牛の両方飼ってらっしゃる農家で

あります。

従事者数は統計上 15 歳以上の方で、1 日でも肉用牛の生産に従事をされた方が、すべて入ってカウントされておるということであります。

全体の数で概括申し上げますと、肉用牛全体の生産、これは肥育経営も含めて、従事されている方は約 23 万人となります。

ほとんど多くと言っているのは、子取り用雌牛のみを飼っていらっしゃる農家の方であります。ここが約 17 万人であります。

生数字、全体数ではちょっと見づらいので下の割合を示したのも これは飼養形態の中で頭数規模階層のそれぞれを 100 として、年齢階層別にどういう方の割合かということを示しております。

代表ということで、子取り用雌牛のみのところを見ていただきたいと思います。15 歳、39 歳の欄を縦に見ていただきますと、規模が大きくなるに従って、この階層の年齢の方は 15% から徐々に多くなって、20 頭以上層ですと 22% となっております。

また、40 歳から 59 歳の階層も同じように 33% からだんだん大きくなって 20 頭以上層で 42% と増えていくという状況でございます。

ただ一方で、65 歳以上のところを見ていただきますとその逆でございます、20 頭以上層のところは 27% でありますけれども、小さな規模になるに従って 45% というふうに大きくなっているという結果でございます。

一言で概括的に申し上げれば小規模経営、それから一方で高齢者層といった部分が連動するような関係にあるかと思えます。

参考までに、肥育の経営と比べていただきますとも、繁殖の経営は小規模、高齢者層の割合が相対的に多いというふうに見てとれるかと思えます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま諮問の説明もあつたわけでございますが、これに対する質疑ももちろん結構でございますし、午前中から引き続き、いろいろ関連する事項あるいは施策の提案等について御発言いただければと思います。

どなたからでも結構でございます。

寺内委員、どうぞ。

寺内委員 いろいろ説明していただきましたけど、肉牛の生産、増産に対して大変熱心

に取り組んでいただいているということは、大変ありがとうございます。

午前中、萬野委員から生産の段階の話がございましたけれども、私は流通を担当しておりますので、お願い等を含めまして、流通の関係の話をしていきたいと思えます。

BSEが発生して以来、牛の価格も大変下がりましたが、生産頭数も大幅に減ってきたということで、国としても畜産物の減少は大変なことになるということで、こういう取り組みをしていただいているんですが、流通の段階ではBSEが発生したことによって、消費者の人たちに安全・安心であるという目標の対策を心がけてきました。

例えば牛のトレーサビリティシステムとか、それから今対応しているのは生体処理のピッシングの中止という大きな問題があります。これは業界の人以外だと余りよくわからないんですけど、と殺するときに脊髄を破壊するわけですが、暴れてケガしたり何かするといけないというので、このぐらいのワイヤーを開いたところに通すわけですが、それによって殺処分がスムーズにいきます。

これをすることによって、またいろんな弊害が出てきます。要するにスポットとって、肉の中に血が入ってしまうという問題がありまして、これをやめるという方向で今やっております。

ただし、やめるといっても簡単にいかないのが、作業に従事する人たちが危険であると。ピッシングをしないことによって危険でケガをすることがあるということで、その問題を検討していると同時に、今改善しております。

またBSEの後、肉骨粉の問題だとか、脊柱の問題だとか、業界で大変コストがかかってきております。そういうことを含めて我々として今回の審議会にお願いしたいことは、肉骨粉の利用の促進は処分経費の軽減にもつながりますけれど、できることならば畜産副産物、今までBSEになる前は有効利用して、肉骨粉を例えば飼料とか、または肥料とかにしていたんですが、今は焼却処分しております。科学的見地から見て安全性が確認されたら、何とかこれの利用の道を開いていただきたいというのが我々の願いです。

今すぐこうしてくれということではなくて、科学的な知見により、これは大丈夫だということになったら、なるべく利用の道を開いていただきたい。

それから牛の背骨についても、危険部位として飼料、肥料への利用が禁止されておりますので、これの骨を抜いて、食肉業者の負担により処分しておりますが、脊柱の問題の適正管理の万全を期すために、関係法令の遵守や管理記録などの保管に必要な研修など、食肉業者は今、大変コストがかかっておりますので、これについてもお願いして、我々食肉

の流通に携わる者として、御理解いただければと思っております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

飛田委員、お願いいたします。

飛田委員 私は酪農・畜産生産現場の立場として、意見を述べさせていただきます。午前中の協議にもありましたように、最近の牛乳・乳製品、特に飲用乳が伸び悩むということで、現実、北海道も減産体制の中で進んでいるわけでございます。

一方、お話にもありますようにえさが上がるということもございまして、コストの軽減がなかなか難しい中では、所得が低下をしてきているという状況が続いております。

なお、日豪のEPA交渉の関係についても非常に心配をしておりますが、これについても午前中に団体の方から御要請ありましたように、しっかりと対応していただきたいという観点から、3点ほど意見を述べさせていただきます。

まず、チーズ、生クリーム、発酵乳等の需要拡大、供給を含めた拡大を図っていただきたい。酪農の安定的な発展のために、午前中にも協議がありましたように、今後需要が伸びるだろう生クリーム、チーズ、発酵乳の供給拡大に向けた対策を講じていただきたい。

なお、北海道は平成20年、今、生産をされているほぼ倍の規模のチーズ工場が稼働可能でございますから、その方向に向けても事業をきちっと充実をしていただきたい。

2点目ですが、酪農経営における肉用牛の繁殖雌牛の導入でございます。今申し上げましたように、酪農は非常に厳しい状況下にあるわけでございまして、所得の低下を補うためにも、肉用牛の繁殖牛導入を検討している酪農家も、非常に最近意欲的にふえてきているということもございしますので、酪農家の1つの課題として、こういう問題にも十分目を向けていただきたいと思えます。

3点目ですが、改良事業の関係でございます。御案内のとおり、乳牛にしても和牛にしても、改良というのは非常に大事な部門でございます。特に乳牛改良については、酪農生産に向けた基本的な部分がそこにあるわけでございまして、乳量、乳成分、飼養管理データなどを収集する牛群検定。

あるいは、雌雄牛の確保を図る後代検定にはかなりの経費がかかっているわけでございます。特に後代検定については全国の酪農家、いわゆるホルスタインが同じ恩恵をいただくということは御案内のとおりでございまして、こういうことについては国がしっかり対

応していくことが基本だと私ども考えておりますので、事業の継続をしっかりと図っていただきたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは加藤委員、浅野委員の順番で、さらに堀江委員ということにいたしたいと思います。

加藤委員 それでは私から4点ほど意見を述べたいと思います。

まず先ほど諮問がございましたけども、牛乳・乳製品の需要が少し減っていくという中で、今後生産の拡大が予定されるチーズが非常に重要になってくると思います。このためには生産者が安定的にチーズ向けの原料を生産できるように、中長期的な視点から生産対策を充実する必要があると考えております。

2つ目として、先ほど午前中にも消費拡大の関係のいろんな御議論がございましたけれども、人間が食べられない草を牛が食べて牛乳にしてくれるといった酪農、牛乳に対する理解が、食育といった面から非常に大切だと思います。

そのためには知識だけでなく、百聞は一見にしかずということがございますけども、酪農教育ファームといった役割が非常に重要になると思いますので、それについての確に楽しく、子供たちや母親が知識だとか理解ができるような研修制度の充実、あるいは教育ファームの認証の充実をお願いしたいと思います。

3点目でございますけども、飼料関係でバイオ・エタノールとか中国での需要拡大という、今までにないような要素が入ってきて、えさ価格が上がっているということで、今後配合飼料価格は、ある程度一定の水準で推移するんじゃないかなということを見通さなきゃいけないかと思います。

そのためにデントコーンの生産拡大といった指導対策を講じるとか、あるいは代替飼料としてのエコフィードだとか、今後増産されるチーズのホエーだとかでん粉かす、その他の未利用資源を活用する技術開発を、国において積極的に推進していただきたいと思っております。

最後でございますけども、日豪EPAの問題については、農水省の方でも最悪の場合は、我が国の食料自給率が12%まで低下するといった試算も公表されておりますけども、酪農初め肉用牛、養豚、養鶏といった広範な部分に影響するだけでなく、流通確保だとか輸送だとか、関連産業にも大きな影響を与えると考えております。

特に北海道の場合、農業地帯ということで影響が大きいんですけども、例えば私ども道の試算では、北海道の酪農専業地域のある町でございますが、農業と農業用機械とか製造だとか輸送といった関連産業の従業者が、大体1万人のうちの7割を占めている。

それから産業全体の販売額でいけば、93%が農業と農業関連産業が占めているということで、非常に大きな影響があるということで、まさに関税が撤廃された場合には地域の崩壊につながるということで、国においては粘り強く交渉していただいて、重要品目については関税撤廃の例外とするといった、適切な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは浅野委員、どうぞ。

浅野委員 各委員の方から出た御意見、あるいは御要望とダブるところがあるかと思えますけれども、乳業に携わる者として、3点ばかり要望を出しておきたいと思えます。

我々乳業に携わる者としては、乳業と酪農は車の両輪とやっております。そういうところから、ただいまも御意見が出ておりました、豪州とのEPAの交渉については、ぜひとも乳製品等は交渉から除外していただきたいというふうに、強く要望しておきます。

乳業についての影響も大きいですし、当然酪農についても大きいですし、日本の酪農が崩壊しかねない。酪農が崩壊するということは乳業も崩壊するということでございます。これについてはひとつ強く御要望しておきますので、よろしくをお願いします。

2つ目は、消費拡大の件であります。先ほど増田委員から温かい御支援の意見、ありがとうございます。乳業界としまして、何としても消費拡大したいということでいろんな活動をやっております。

しかし、これからやることで一番効果的なのは、牛乳を使った新商品を幅広く出せる状態にするということだろうと思えます。

その意味で表示の問題について、農水省の方からもお話が出ていましたけど、ぜひとも一工夫できるように進めていただきたいということであります。

3つ目は、チーズ工場であります。これについてはそれぞれの委員からお話も出ています。生乳生産量を確保する上からも、また日本の食料自給率を確保する、チーズの消費量のうち90%が輸入品で扱われている状態を、国産品を増やしていくという大きな観点から、これについて乳業3社、先日もこの会議でお話をしましたけども、約300億円投入して、工場は着々とつくっております。

私どもの工場も、他2社の工場も、年内にはひとつのめどが立って、来年からは生産に入る状況になっておりますので、ぜひともチーズ向けの生乳、あるいはいろんな諸施策について、手厚い対策をお願いしたいと考えております。

以上3点、乳業者の立場から御要望を出しておきます。よろしくお願いいいたします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは堀江委員、どうぞ。

堀江委員 私、養豚生産者として、今まで委員の皆様方から発言のあった内容とダブるところもあろうかと思えますけども。

私たちの中では、とうもろこしの値上がりによるえさの問題が、一番関心がございます。そういうことで豚の場合、飼料の約50~65%がとうもろこしという状態でございます、とうもろこしの占める割合が非常に多いわけでございますので、この影響はもろに受ける状態になります。

ちょっと試算したものがありませんので見ますと、今年度19年度で4月から来年3月まで、ここの価格でいきますと生産者負担が1t約7100円になるという計算になります。そうすると、枝肉価格で1kg40円ぐらいの値上がりになりますね。そうすると、えさ代だけで1頭当たり3000円強の生産コストがかかるという試算が出ております。

そういうことで、これから私ども養豚の生産者の中では、えさをどういうふうに抑えていくかということが一つございます。

そういうことで私たちの施策の中で、これから7項目ほどお願いをしたいと思えます。

今申しました配合飼料の問題が1つでございます、2つ目は先ほどからお話しありました日豪とのWTO、あるいはEPA交渉についてでございます。

豪州との話の中では豚肉ということが出てまいらないわけでございますけども、畜産全体から考えた中で、豚肉も重要品目として考えていただきたい。

これはどうしてかということ、これからまだアメリカとかカナダとか、ほかの国々という問題が起きてくる可能性がございます。WTO交渉がございますので、そういう問題が起きてきます。そういうときに、豪州のときは外したんじゃないかということでこれがそのまま残ってしまいますと、私ども、大変痛手を受けるわけでございます。そういうことで、これにつきましても日本の畜産全体を守るという形で取り組んでいただきたいと思っております。

3つ目といたしましては養豚経営の対策でございますが、国際化が進展しますと、我が

国養豚も競争力をつけるのは大変難しいわけございまして、担い手、あるいは担い手として後継者の方も多いわけございまして、そういう中で今行われております経営安定の対策といたしまして地域肉豚生産安定基金造成事業も、引き続きお願いしたいと思っております。

4項目目といたしましては、先ほど衛生課の方からお話をいただきましたように、海外悪性伝染病の侵入が問題になっております。国際化が進んでおる中で、海外の伝染病が発症している国からも、人あるいは物資の物流が増加している状況ございまして、我が国からもそういう国々に渡航する方もあるわけございまして、大変侵入の危機が多いんじゃないかと思っておりますので、国境防疫をしっかりやっていただきたい。また、情報の収集も兼ねてやっていただきたいと思っております。

それから万一発症した場合に、鳥インフルエンザのように早い処置と、今、海外伝染病家畜防疫互助基金ということで、事業届けをしておりますが、そういうネットワークを十分確保していただきたいと思っております。

先ほど課長からお話しございましたように、養豚の方も従来とは違った形の疾病が増加する傾向にございますので、こういう点につきましても、先ほど温かい説明をいただきましたけども、なお一層の強化をお願いしたいと思っております。

それと、当初申しましたとうもろこしのことでございますけども、これにかわる代替の飼料の研究開発を行っていただきたい。今、飼料米とかいろいろと試験をされているわけございまして、まだとうもろこしから比べれば単価的に高がついちゃうという問題もございまして。

そういう中で、食品残さを使いましたエコフィード飼料は、豚には制限がなくいろいろな使えるわけございまして、そういう食品残さを使ったえさでも、おいしい豚肉ができているという事例もございまして。これらについて私どもも取り組む姿勢を持っております。

また、食品残さの流通に関しましては、産廃処理法でいろいろ規制がかけられておりますが、今、特別処置法ということで、実施に向けての一層の努力と強力な支援をお願いしたいと思っております。

6つ目でございますが、環境規制の対応でございます。平成16年11月に、一応家畜排せつ物の法律が施行されたわけございまして、2年間の猶予をいただきまして、簡易施設も含めまして約99%ぐらい、一応家畜排せつ物法のクリアをできたということでございます。私どもはこれには多額の資金を投じております。

そういう中で、この機械も壊れていくわけですので、これに対しましても施設の費用がかからない、そしてランニングコストがかからないような機械、あるいは技術開発をお願いしたいと思います。

また、優良堆肥をつくるということでございますけども、昨年度ですか、家畜排せつ物利用推進会議がございまして、その中で耕畜連携のネットワークづくりということで会議を回ってきたわけですが、年度末に出されました家畜排せつ物利用促進基本方針に沿ったような形で、ぜひ耕畜連携を進めていっていただきたいと思います。

最後になりますが、現在食肉の中の44%に豚肉が使用されているということでございます。その44%のうちテーブルミートに上がるのが、70%ぐらいは国産豚肉ということでございます。

国産豚肉も大変皆さん方のいろいろな御支援もいただき、そしてまた生産者の努力もあるのでございますけども、日本の国民の方々に合ったおいしい豚肉をつくり、そしてまた特色を生かした銘柄豚づくりもしてきているわけでございます。

こういうおいしい豚肉をつくるためには、種豚の改良から始めなければなりません。こういうことにつきましても改良の種豚だけじゃなくて、肉豚生産の現場で、最終的に皆さんの口に入る豚肉は肉豚生産現場でございます。それと総合的な振興対策といたしまして、地域養豚振興特別対策事業のような施策も、これから十分施行していただきたいと思っております。

これからも私ども、日本的豚肉といいますが、皆さんにおいしいと言ってもらえるような豚肉の生産を目指して頑張っていくつもりでございます。そしてまた、「自給率70%」という目標も立ててございますので、それに向けて鋭意努力をいたしますので、今後とも国の方の施策をよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。

それでは内藤委員、阿部委員、秋岡委員、それから村井委員の順でお願いします。

内藤委員 まず前提をお話しさせていただきますが、御承知のように17年度の概算値ですが、農業総算出額は8兆4887億円あると。そのうちなんと畜産がトップで、2兆5548億円。米が1兆9650億円ですが、今や畜産は国民の食料の中でも重要な位置を占めていることを前提にお話しします。

そういう立場からすれば、限られた財政等々いろいろな制約があると思いますが、ぜひ畜産の振興にしかるべき対策がとられるべきであろうと考えております。

その前提でお話ししますが、例えば今回でもとうもろこしの価格が大幅に上昇する中で、時々の変動に対するいろんな対策をとれという声が上がっております。私もそうだと思いますが、やはりもう一步退いて客観的に見ますと、どのような対策をとるにせよ、国民的なコンセンサスが得られなければならぬだろうと思います。

第2回目のここの部会で、たしか私の聞き間違いでなければ、畜産部長さんの御発言の中に、「いろいろ御要望があるけれども、例えば漁業経営者にあつて、原油が上がったからこの原油価格アップに対して何らかの対応をすべきとあるが、そういう制度はない」等々の御説明があったと思います。その言にありますように、常に国民的視野の立場に立って、諸施策がとられるべきであろうと考えます。

第2点目ですが、これはきょうの資料4の御説明にありましたが、配合飼料価格の上昇等、国際環境の変動が津波のごとく、即日本の畜産経営に打撃を与える。このような生産構造を基本から考え直さなければ、根本的な解決にはならないのではないかと考えております。

そういう意味できょうの御説明の中に、飼料原料を輸入に依存した畜産から、国産飼料に立脚した畜産に転換をとるというふうな資料説明がありましたが、まさに私もそのとおりだと思います。

今、全国的に国を始めとし、関係者の努力によりまして、飼料自給率の向上ということで4本柱ですね。稲わらの完全自給、荒廃地域における放牧、あるいは稲ホールクロップサイレージの増産、それから大事なエコフィードの4本柱を中心にして挙げられておりますが、今回のとうもろこしの高騰を背景にして、ますますその重要性が明らかになったんではなからうかと思えます。

そういう意味では、我々を含め関係者の意識改革をしていかないと、基本的な解決になっていかないのではないかという気がします。

その上で最近、先週の金曜日に経験したことでありますが、ホールクロップサイレージの利用を促進しようというシンポジウムがございました。そこに福島の生産者が参加しまして、今まで耕種農家とうまくやり、黒毛の繁殖ですが、安いコストのサイレージを確保して、ようやく落ちついたと。しかし、今回の新しい施策が動き出したところ、稲作農家が大豆にみんな逃げていったという発言をし、せっかく基盤ができたのに行ってしまうと

いうことであります。

これは政策の誤りというよりも、多分、現場での具体的な指導のあり方、あるいは耕種農家側の私益の、どちらが得であるかという判断で動いているんだと思います。

これからは、耕畜連携という言葉も大事ではありますが、その背景にある耕畜共生という視点でいろんな施策なり、その施策の運用なり、現場指導がなされていく必要があるだろうと考えております。そういう意味で、引き続きその視点でお願いをしたいと思っております。

それから酪農についてですが、需給関係のアンバランスをどう解消するか。第2回目、あるいはきょうの午前中もそうですが、非常に重要であります。需給の拡大対策にのみ議論が集中しても、私は解決しないと思っております。需給のアンバランスは現実にあることですので、生産側からどうすべきなのかという、供給側である生産者側での議論がもっとされるべきなのかなと。

きょうもお昼のときに、生産者団体からの要請の中にもありましたが、自給飼料中心の経営を育てるような、特別な措置がされるべきじゃないかという要望が上がっていたと思っております。まさに濃厚飼料を中心とした牛乳生産のあり方を、今こそ正していくべきじゃないか。いわゆる濃厚飼料をたくさん給与して乳を絞るということも、一つの経営の形態かもしれないませんが、もう一度生産サイド側のあるべき姿を検討する時期ではないだろうかという気がいたします

あと1点だけ述べさせていただきたいと思っております。きょうの説明資料9でも御説明がございましたが、まさに重要なことだと思っております。今、日本の畜産経営で国際化、あるいはコスト低減等々が求められておりますが、生産者の皆さん方は最大限頑張っております。しかし、生産資材はそう安くない等々の現場からいきますと、生産技術の向上しかないだろう。むだのない、精密経営をいかにつくるかということだと思っております。

そういう意味では、きょう御説明がございましたし、先ほど養豚の方からもありましたが、生産動向を見ますと、養豚における慢性疾病によって事故率が上昇しております。あるいは酪農も乳房炎等で、たしか5%ほど事故率が上がって、共済の方が多大なお金を支出しているという事実もあろうかと思っております。

そういう意味で、まん延している疾病等が生産性の低下につながっていると考えますので、生産現場における飼養衛生管理の強化は、私は非常に重要な課題だと思っております。

そういう意味では先ほどお話がございましたが、疾病の侵入を防ぎ、疾病のまん延を防止するという事は、今までもされております。例えば今回のインフルエンザに対する対応

等々を見ても、国あるいは関係機関が十分対応をとっていると思いますが、引き続き万全を期することが必要であろうと思っております。

それとあわせて、できましたらそういう経験を踏まえて、防疫指針等全国的なマニュアルといいたいでしょうか、そういう手引きをさらにいいものに、また対応できるものに、国を挙げて、関係者挙げて対応していくべきではなからうかと考えております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは阿部委員、どうぞ。

阿部委員 酪農家の経営について、ちょっとお話をしたいと思います。

まず最初にナンバー4の資料でいきますと、加工原料乳は0.15円アップされるよということで、先ほどお話を聞きながら計算していたんですが、乳量が1日25kgで、305日乳量で、1戸の搾乳頭数が40頭から90頭ぐらいの幅で計算しますと、年間5万円から10万円ぐらいなんですよ。計算が間違っているかもしれませんので、計算して間違っていたら言ってください。そのぐらいです。

そういうようなことがプラスになると。これがマイナスになる、あるいは据え置きになるということと、10万円でもプラスになるというのはえらい違いだと思うんですよ。

きょうお昼に奥さんが2人お話をしていた、あの雰囲気を見ても、とにかく何か欲しいんだと。何かというのは大きなものじゃないということは期待されながらも、何か欲しいということだと思うんですね。

そういった意味ではこれは、インセンティブとまではいかないかもしれないけども、インパクトがあるといったようなことで、私は一定の効果があるなと思うんです。

それと直接関係があるか、あるいはないかもわかりませんが、先ほど言いました酪農家の経営ということで考えてみますと、酪農の飼養技術というか、飼養規模というか、飼養構造、生産構造と強くかかわりを持っていると思われまます。

過去10年ぐらいのことを考えてみますと、日本の酪農は今までの10年ぐらい、もっと正確に言いますと1980年代、昭和55年当時も減量を迫られた時期です。

そのときに何を選擇したかということ、要するにだめ牛2頭を飼うよりも、エリート牛を1頭飼おうと。5000kgの牛を2頭飼うよりも9000kgの牛を1頭飼って、頭数はそれだけ少なくていいわけですから、ゆとりを持っていこうよということで高泌乳路線が始まって、その手段として、とうもろこしを初めとする輸入飼料でスタートしてきてずっと来ている。

今どうなっているかという、乳量がどんどん上がっています。毎年 100kg ぐらいの乳量まで、毎年 1 頭当たり上がってきている。

それじゃ、家畜の飼養頭数はどうかという、少しずつ減っている。けれども、1 戸当たりの乳牛の頭数はどんどんふえている。その中で、経営戦争ですから落後していく人もいるということで、今、生き残っている酪農家はエリートの人だと思います。

そういった意味では乳量生産、要するに生産性は向上して、規模は拡大して、それを担っているのはかなり経営感覚にすぐれているエリートな人たちが残っているということになって、表面的に評価すると、構造改革が進んでいるなと思うかもしれません。

しかしながら今までのトレンドでいきますと、あと 10 年ぐらい、平成 25 年に、私の試算では、酪農家戸数が今の 2 万 7000 戸ぐらいから 8800 戸から 8900 戸ぐらいになってしまうんですね。どんどん少なくなってくる。

なぜかということです。エリートはずっとエリートのまま生き続けていけるだろうかという、そうじゃない。毎年どんどんやめている。それは何でじゃというふうに考えると、高乳量化、高泌乳牛を飼うということと、それから規模がでっかくなっているということと大いにかかわりがあるわけですね。

しかしながら、牛の数は増えているんだけど、お父さんとお母さんで、働き手はそんなに変わっていない。

そういった中で何が起きているかという、内藤さんも先ほどちょっとおっしゃいましたけど、疾病が増えている。いわゆる生産病、つまり牛に無理をさせているわけですね。分娩して、そして 60 日ぐらいのときに最高乳量を迎えますけども、そのときに分娩後 1 週間ぐらいから、どんどん濃厚飼料で追い込んでいく。ピーク乳量が 1 日 50kg から 60kg ということで言えば、9000kg の牛がたくさんいると。

しかしながら、それはいいんだけど、よく見てみると消化器障害がやたら多くなっている。それから乳房炎もそうです。それから種がつかない。酪農というのは種がつけば、繁殖がよければもうかるよ。少しぐらいえさが高くてももうかるよという世界だと思います。

ところが種がつかない。この 10 年間、分娩間隔は 1 カ月延びています。13 カ月ぐらいから 14 カ月。どういうことかという、だらだらだらだと乳量を絞っているということで、飼料効率が悪くなっている。子供の産まれるのが少ないですから、子牛を売る価格がそれだけ減っている。

それから、種がつかないのはどういうことかという、分娩前後の疾病が多いからつかないので、いろんな病気にかかることが多い。

そういうことをいろいろ計算してみますと、40頭ぐらいの規模で1年間にそういう高泌乳牛を、無理を強いて飼っているということの損失は、200万、300万すぐに出てまいります。つまり、きちっとそこら辺のことをモニタリングしてちゃんとケアすれば、そのぐらいの額は浮くということです。

そういった意味で酪農経営には、そういう日常的な飼養管理技術のケアが必要だということが一つあります。

ただよく考えてみますと、今言ったことを繰り返すのでありますが、牛にも無理をかけているし、その牛に無理をかけている人間もいひいひい言っているわけですね。ですから、飼料をつくっている余裕がない。飼料をつくっている余裕がないということに対しては、農水省の皆さんが前から、そしてきょうもお話がありましたように、コントラクターだとかTMRセンターということで、自給飼料向上をやっていこうということで、これはかなりいけるといいますし、それは期待したいと思います。飼料を自分たちでつくることのできない分を、アウトソーシングでやっていくという政策は、強く支持したいと思います。

しかしながらそういう中であっても、やはり乳量が高いということで、牛に無理をかけているという負の部分、背負いっ放しでいくことになります。やはり酪農家の皆さんにケアをしてあげて、むだなお金を使わせないようなことで経営はよくなる部分があるから、それはちゃんと地方、地域の現場の経営支援 案外と少ないんですよね。高乳量を絞ることに対する技術支援はたくさんあるんだけど、その結果どういう問題が起きているから、総合的にもうかる酪農のためには何をしなくちゃいけないかという視点で、現場の技術指導をやっている人は少ないんです。

それに目をつけて頑張っているのが、生産獣医療というプロダクションメディシンの開業獣医さんが始まっていますが、そんなにまだ多くありません。だから、一つそれが必要。

これが結論でありますけども、今まで1980年以降ずっとやってきた高泌乳牛路線で大規模化していく日本の酪農そのものを、今のこの時点で少し止まって振り返って、そして日本的な酪農はどういうものかいなど。

内藤さんが先ほど言われたようなことが疑念としてあると思うんですが、この時点で日本型酪農を考えてみる時期かなと。そういうことをしっかりと考えておかないと、10年先に8800戸の酪農家しかないということになってしまう。

そういった意味で、繰り返しのもう一度整理になりますが、今の時点で日本の酪農の飼養や生産構造、高泌乳牛はどのぐらいのレベルで、そして飼養規模はどのぐらいだと。可処分所得を上げるにはどうやったらいいかということ、この日を契機に、日本全国で考えてみるべきじゃないかなという気持ちがしております。

しかしながらこれは技術的に、例えばそういうようなことをやるための飼養標準があって、それについては私どもずっとコミットしてきてやってきたので、ある意味ではこれは自戒ということも含まれていることをあわせて、今の時点で考えてみましょうといった提案です。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

秋岡委員、どうぞ。

秋岡委員 私は感想を1つだけですけれども、ここ数年来、農水省は食の安心・安全にすごく一生懸命力を入れてきたと思うんですが、ここに来て食の安定ということ、もう少し農水省が国民一般に訴えていくべき時期に、本当に来ていると思うんですね。

というのは、片側に食の安定供給があり、安定生産があって、こっちに食の安全・安心があって成り立っているのだと思うんです。

そういうふうを考えてみますと、きょうの畜産部会の資料とかも御説明はとってもよくわかりますし、生産者の方にとって必要な御説明は十分なされていると思うんですけれども、これを生産者ではなくて、こちら側の消費者とか国民一般から見たときに、こういう補給金制度であるとか飼料価格安定制度が、じゃあ、国民生活一般の安定だとか、国内農業の持続だとかに、どういうふうにかかわってきているのかがよくわからない。

いろんな方とお話をしていると、野菜のときでもそうですけれども、国がやっているいろんな政策は生産者のためであって、それは消費者とは関係ないんだみたいな、政策のリンクージとか、農業経済のリンクージを余りイメージしていただけて、私たちには関係ないと。

それがどこに行くかということ、結局、国内農業はなくなってもいいので、食べ物さえあればいいんですよというところまで、極端なところになってしまうので、きょう、生産者の方から後継者の育成だとか、あるいはWTOの問題だとかあったと思うんですけども、それも全部こういうところの資料の1つ1つで、こういうことの向こう側に食の安定があって、それで食の安心・安全があってというところの、生産者の方のようにここに詳しくな

い人が見たときに、これが私たちの生活とどこかがかかわっているのよというのが、1行でも2行でもいいので、この部会の資料に加えていただく必要はないんですが、この政策を説明してくださる場があったときには、ぜひそういう視点でこうした補給金制度であるとか、飼料価格がこれだけ天気が不順で変動しているときに、こういう政策をやることで、庶民の生活とは、こうなるところはこうなりましたよみたいなどの御説明も、何かどこかに加えていただける場面があると、日本の農業全体にとって随分いいのかなという感想がありましたので一言だけ。

生源寺部会長 ありがとうございます。

村井委員、どうぞ。

村井委員 2点ほど述べさせていただきたいと思います。

実は宮崎県、岡山県で鳥インフルエンザがあって、あのときに農水省、各県の方々含めて、各スーパーに調査に入ってもらった。約4万7000軒ぐらい入っていただきました。その中で340軒ほどの不当の表示があった。すなわち「九州産の卵を入れません」とか、「宮崎産の鶏を置いていません」とか並べていた。

あれで340軒ぐらい、「この表示は間違いです。外してください」ということで外してもらいました。

この切り口が、多分今回の問題点の解決の1つだと思っているんですけども、例えば堀江委員おっしゃったように、19年度以降で豚肉はキロ50円超したとします。買う側の立場になれば、今まで450円で買っていたものが500円になるわけですから、それはそんな高い値段で買えないということで、かなり激しい条件、コストが上がった分を買ってくださいということに対して、非常に厳しい拒否、バイイングパワーを乱用した拒否が出てくることを、実は恐れております。

逆にそれが、少なくともコストが上がった分は認めていただいて販売してもらおうという形にならないと、本質的な問題はどうも解決しないなということでございます。

行政の方々にはバイイングパワーの乱用が起きないように調査及び指導を、第1点はお願しておきたいと思います。

第2点ですけれども、我々、輸入穀物を購入して配合飼料をつくっている立場ですと、皆さんがおっしゃっていること、私は正しいと思っています。その政策もその方向で進めていくべきだと思っていますが、現実的に、例えば19年度は2400万tの配合飼料が必要なんです。ですから2400万tの配合飼料をつくらないと、日本の家畜は飢えちゃうんです。

とうもろこしが多分、今の高値安定になるでしょうけども、これはこれで私どもは購入して、それで配合飼料として安定供給していかなくちゃいけないというふうになります。

そこでコストが上がった分が、生産者の方々にタイムラグをもって負担してもらう、もしくは消費者の方々にタイムラグを持って負担してもらうためには、飼料安定基金は非常に重要な制度だと思っています。もしこの基金制度がなかったら、多分国内の生産者のかなりの方々は経営危機に瀕すると思います。

そういう意味で、農水省、行政の方々にお願いしたいのは、通常基金、異常基金の財源の問題等々含めて的確な運用、特にことし1年間はかなり悩ましい、何が起こるかわからない。

今、釘田課長からとうもろこしの流れの説明は受けましたけれども、でもシカゴ相場の流れはいつ、何が起こるかわかりません。そういう意味で基金の運用については、適切な運用を場面場面をお願いしたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。

増田委員、松木委員、それから福田委員の順番でお願いいたします。

増田委員 私、乳用種の牛肉について、少し意見を含めた質問をさせていただきたいと思います。

去年の建議の中にありますが、「国産乳用種牛肉については」と、決意表明、キャンペーン計画もおありになって、18年度に実行されたと思っているんですが、さっきの秋岡委員の意見との共通点もあるんですけど、こういう制度とか仕掛けが、生産者にとってはであって、じゃあ、それが消費者にとってどうなのかというのがなかなか見えてこない。

現実、乳用種の牛肉は国産若牛という、こういうかわいいシールをつくられて、パックに張られて量販店に並んでいるはずなんですけど、私の住んでおります首都圏では、私随分自転車であちこち行って探したんですが、セールのあるときにはあるらしいんです。そうじゃないときにはありません。

このシールの御担当になられた先生が、「しょうがないから自分の自転車に張った」と。「そのうち、日差しに当たってこの黄色が白っぽくなっちゃった」と言ってらっしゃいましたけど、これは決して自転車に張るものじゃないと思うんですよね。

きょうの保証基準価格は、明らかに生産者の方々のための制度ですよね。乳用種の場合

11 万円で、多分これは実行はなかったとは思いますが、乳用種の肉は酪農から必然的に出てくるものですから、生産者にとって育成とか肥育というあれがありますから大切な制度だと思いますが、その乳用種の国産若牛なるものが、あるところにはあるらしいんだけど、ないところには全くないと。恐らく焼肉屋の上カルビなんていうのは、乳用種肉だろうという人もいます。表示がありませんから。

まさか、焼肉屋さんで 10 けたの番号を手帳に書いてきて、自分ちへ帰ってパソコンでやって、生産履歴を調べてみようなんていう熱心な消費者は、なかなかいないと思うんですよ。

今、大変牛肉が高くなってしまっていて、消費者は肉の売場に行ったときだけはしげしげと値札を見て、あきらめて帰っちゃうというのがよくあると思うんです。そこに多分、4 分の 1 が乳用種と言われていると思うんだけど、あるところにはあるけど、ないところにはない、この不思議な国産若牛は、どこでどういうふうに、この国産若牛が活躍しているのか。川下と川上から調べてみて、いいとか悪いと言っている場合じゃなくて、たまに行く焼肉屋さんであるならそういうことなんだろうなとあきらめるかもしれませんが、できることなら量販店に並んでほしいと。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

松木委員、どうぞ。

松木委員 私、消費拡大のあたりでお話ししたいと思います。生産者と消費者が離れた、顔の見えない関係であります。もちろんお祭りのな、一時的なイベントはあるかと思うんですけれど、それと同時に、もっと恒常的に結びつけるようなシステムがあってもいいんじゃないかと思うんですね。

例えばオーナー制みたいなことができるかどうかわかりませんが、そういうものがあって、生産者と消費者が意見交換できるようなシステムも考えられないのかなと思うんですね。

それとあと、先日も発言しましたごみの話ですけれど、家庭のごみは非常に難しい問題で飼料になりにくいということは、本日の資料等で事実だということはよくわかりましたが、本当に今、地球環境の問題が非常に注目されていますように、家庭のごみも有効に使わなくちゃいけない時代じゃないかと思うんですね。

ですからその手始めに、午前中の資料にモニタリングということもあったんですけど、

会員制でもいいですからそういう形で、料理したものはだめですから、最初の食材の段階のごみだけでもというような形で始めてはどうかと思うんですね。

それにはやはり補助金のような支援が必要だと思うんです。私たちがただ地球環境のため、畜産の飼料を国産にするためという大がかりなことじゃなくて、私たちにも得になるような、例えばスタンプとかを押してもらって、そのスタンプがたまったら、乳製品とかチーズとか牛乳とか食肉とかにかえられるようなシステムを考えられるんじゃないかな。リサイクル、リユースのための考え方もあるんじゃないかなということで、申し上げたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

福田委員、どうぞ。

福田委員 それでは3点ほど、ちょっと多方面にわたるかもしれませんが。

まず1点目は、きょうの資料の説明にもありましたけども、肉用牛の繁殖経営の担い手の現状ということで、子牛価格が高騰しているわけですが、なかなか供給が増えないという話。

これはきょうの説明でもありましたけども、今まさに繁殖の生産構造が分解といいましょうか、分岐点にあるような気がするんですね。比較的高齢で零細なところにかんりの群がいると。

一方では分業型が進んで、かなり支援体制もしっかりした中での大規模経営となっていると思うんですが、肝心の繁殖農家の子弟、子供たちが見ている機会が、親の労働集約的で、非常にある意味で非効率的なといいましようか、零細飼養の経営しか見る機会がないといいましようか、そういうことがやや弊害になっているような気もいたします。そこで、繁殖経営の魅力を知らないままに就農しないといいましようか。

逆に外から入るところで、あるいは酪農、肥育あたりから一貫にすることも含めて、外の世界からの方が、今の分業型なり支援体制に基づくような経営にすくなじむと。

そういう意味では繁殖経営の子弟あたりに、そういう新しい繁殖経営の姿を見せる研修、入前の研修といいましようか、インターンといいましようか、そういうふうな機会があると大分変わってくるんじゃないかという印象を、今持っておりました。

2つ目は、先ほど来国産自給飼料基盤に依存した畜産の展望という意見が出ているわけですけども、自給飼料を伴った生産にインセンティブを与えるような方向ということで、

宮崎県の都城は一番の畜産地帯であります。そこで粗飼料多給型の子牛を、それがトレースできた牛についてはきちんと認証を与えて、そこで一種の差別化した売り方ができているということですね。

もちろん、そのところは肥育あたりも評価されて、非常に活発な取引が行われているわけですが、そういったインセンティブを与えるような売り方、市場取引のあり方も、放牧牛あたりについても言えると思うんですけども、工夫の必要があるんじゃないかという感じがいたしました。

3点目は少し観点が違うんですが、鳥インフルエンザの話が冒頭から出ております。これは安心の情報といいたいでしょうか、結局、起こったことは非常に不幸だったわけですが、非常に迅速な、ほぼ完璧と言っていいような対応をしてみん延を防止したわけですね。

そのまん延を防止したことの情報を、もっともっと国民にPRすべきだと思います。起こったときの情報の大きさに比べて、それが非常に迅速に、ほぼ完璧にまん延を防いだということの成果の情報が非常に少なかったという気がいたします。高く評価されているんですけども、新聞面での取り扱いは非常に小さかったという気がいたします。

そういう意味合いで、安心の情報をきちんと伝えることは、非常に重要だという考えをしております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見等ございますでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 お昼に生産者の方の御意見を聞いて、非常に胸を打たれたんですが、女性の方が結婚した相手の方が好きで、職業を選んだのではなくて、好きな方がたまたま酪農をやっていたと。そういうことで嫁いだんだけど、いろいろと御苦労があって、苦労しているだんなさんの姿を見て、また一段と好きになったという、非常にうらやましいような発言をされていらっしゃいました。

もう1人の方は、御結婚なさったんだけど、150頭いる畜舎が焼けてしまって8000万の借金を抱えて、毎年700万ずつ返していると。一生懸命2人で働いているのに、借金のために働いているような形で、何のために働いているかわからないと。娘さんが後を継ぎたいと言っても、親としてはとても勧められないという発言をされておりました。

そこで、政策とか施策の目的は、1つは日本の国民の生活の安定があると思うんですけ

れど、もう1つには、国民の夢とか希望を与えるものであってもいいのではないかと思ったときに、大規模型の企業としての酪農とか畜産ということではなくて、そういった個々の家族単位の人たちがどういうふうに夢を持てるかということを考えたら、どういうことができるのかと思いました。

そうした場合、先ほど松木委員がオーナー制ということをおっしゃいましたけど、これは私、有機栽培のときか何かのときも言ったと思うんですが、C S A、コミュニティ・サポータード・アグリカルチャーという、ファンドのような仕組みがアメリカの方ではあります。これは要するに、地域活性化のために皆さんが投資をするという仕組みで、補助金とは別の形のお金の集め方なんです。

先ほどの150頭の牛さんが焼けてしまった農家の方は、補助金に頼るのが嫌だから、自分でこつこつと畜舎を建てたとおっしゃっていましたが、そういう方って結構いらっしゃって、書類を書くのが面倒くさいとか、役所に頭を下げるのは嫌だとか、「うんうん」とうなづいてくださっている方もいますが。そして、こつこつともらえるはずのお金をもらわずに頑張っている方もいるんですが、このC S Aという仕組みは、どちらかという国というよりは、やっている人の個人に対して、応援したい人が投資するという仕組みです。こういったものを紹介し、また推奨するような形の経済支援という、情報提供も含めてできないかと思います。

それから家庭のごみの残さについて、増田委員がおっしゃったかと思うんですけど、栃木県の茂木町では緑館という有機栽培の堆肥をつくるシステムに、町全体が取り組んでいます。家庭のごみも全部町民が協力しまして分別をしています。

家庭用の残さを使うために、家庭のごみを捨てるためのとうもろこしでつくったごみ袋をわざわざつくって、それを使っています。

それは先ほど増田委員がおっしゃったように、全員がそれをやらなければ使い物にはならないんですけど、そういう活動をするということで私たちも参加しているというような、まずそういう参加意識を持っていくという意味では、仕組みをつくっていくことはすごく大切に思います。

それが国としての大きな動きではなくて、地方自治体の動きになっていくのかもしれないんですけど、いい事例をどんどん入れながら、一挙に全部か×かということではなくて、に向けてのトライアルも必要ではないかと。

それから最後に、阿部委員がおっしゃったことにもかかわるかと思うんですが、広報活

動をもっと戦略的に行うべきではないか。畜産関係におきましても、農林水産省のホームページで情報を載つけたら終わりということではなくて、広報戦略を1年間の中で計画的に行うことと同時に、突発的にいろいろなトラブルですとか、何か起きたときの対応の仕方は、専門委員を置くなりすべきではないかなと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか御意見ございますでしょうか。

一連の御発言、御意見の開陳というスタイルが多かったかと思いますが、増田委員は御質問とおっしゃいましたが、今の段階でわかることで、食肉鶏卵課の方から何かございますか。

牧元食肉鶏卵課長 増田委員から、乳用種の牛肉、国産若牛について御質問いただいたところでございます。

これにつきましては17年度から、特に乳用種の牛肉について消費者にアピールする必要があるということで、関係の協議会もつくりまして、その中で国産若牛というブランド名も決めていただきまして、現在いろんなキャンペーン等も行っているところでございます。

これにつきましては、18年度につきましても10月から12月、2月から3月と2回にわたってキャンペーンをやりまして、先ほどセールでしか見たことがないという御指摘もあったところでございますけれども、延べ2000店以上の店舗が参加をいたしまして、国産若牛のブランドの定着に、今、一定の進展があったのではないかと考えております。

しかしながら、まだまだ消費者の目にする機会が少ないとか、それから一体、外食も含めてどこに行ってしまうんだ、川上・川下両面からよく調べるべきという御指摘もいただいておりますので、流通の実態につきましては、今後よく調べていきたいと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか何か、役所の方からございますか。

よろしいですか。

ほかに意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、冒頭申し上げた予定よりも少し早い進行にはなっておりますけれども、以上で質疑応答、あるいは御意見の表明については終了いたしたいと思っております。

お疲れのところ恐縮ですけれども、引き続き、諮問に対する賛否を表明していただきたいと思います。委員及び臨時委員の皆様から、本日の諮問を審議するに当たりまして、参考として示された試算値についての賛否を、端的に表明していただければ幸いです。

なお、もし諮問に対する御意見があれば、簡潔に申し述べていただければ幸いです。なければ、もちろん結構でございます。

順番でございますけれども、伊藤委員から始めていただき、次に臨時委員の各委員の皆様という形で、秋岡委員から五十音順でお願いするという、この席の並びの順でよろしいでしょうか。それでは困るということは……。よろしいですね。

それでは伊藤委員から、お願いいたします。

伊藤委員 特に異議ありません。

生源寺部会長 ありがとうございました。

秋岡委員。

秋岡委員 賛成です。

生源寺部会長 浅野委員、どうぞ。

浅野委員 特に異議ありません。

生源寺部会長 阿部委員、どうぞ。

阿部委員 異議ありません。

生源寺部会長 加藤委員、どうでしょう。

加藤委員 異議ありません。

生源寺部会長 近藤委員、いかがでしょうか。

近藤委員 異議ございません。

生源寺部会長 武見委員、どうでしょうか。

武見委員 賛成です。

生源寺部会長 寺内委員、いかがでしょうか。

寺内委員 異議ありません。

生源寺部会長 飛田委員、いかがでしょう。

飛田委員 賛成です。

生源寺部会長 内藤委員、いかがでしょうか。

内藤委員 諮問のあった3点について、すべて賛成です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

福田委員、いかがでしょうか。

福田委員 特段異議ございません、賛成です。

生源寺部会長 富士委員、いかがでしょうか。

富士委員 賛成でございます。

生源寺部会長 堀江委員、いかがでしょうか。

堀江委員 異議ございません。

生源寺部会長 増田委員、いかがでしょうか。

増田委員 特に異議はありません。

生源寺部会長 松木委員、いかがでしょうか。

松木委員 異議はございません。

生源寺部会長 萬野委員、いかがでございましょうか。

萬野委員 賛成です。

生源寺部会長 村井委員、いかがでしょうか。

村井委員 皆さん、異議なしと言うと一言言いたくなるんですけども、この計算方法でいけばこういうことになってくるので、やむを得ないと思います。

一言だけ言えといえば、コストが上がる実感が入ってないということは言えると思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

以上を持ちまして、質疑応答並びに賛否の表明が終わりましたので、これから御意見を取りまとめ、答申及び建議の原案を作成する作業に入ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 それではこれまでの慣例のとおり、私、部会長の方から起草委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 それでは、次の皆様に起草委員をお願いいたしたいと思います。

伊藤委員、阿部委員、浅野委員、飛田委員、福田委員、増田委員、萬野委員、以上の7名の委員の方をお願いをいたしたいと思います。また起草委員長でございますけれども、

誠に御苦勞でございますが、福田委員にお願いをいたしたいと思ひます。

なお、私も起草委員会に同席するということで、御了承をいただきたいと思ひます。

原案が作成できるまで暫時休憩ということでございますが、できるだけ起草委員の皆様
に早く取りまとめをいただくようお願いをいたしたいと思ひます。それまで休憩とい
うことでございますけれども、事務局から起草委員会の場所等について御説明があるよう
でございます。

清家畜産企画課長 起草委員会は、議場を出まして直進して左側の第2応接室がござ
います。時間は少し予定よりも早く経過しております。今の時点で具体的なめどを申し上
げづらいところもありますが、4時ぐらいまでには整理・取りまとめをいたしたいと考
えております。多少早くなりこともあり得るかと思ひますけれども、起草委員の皆様にお
かれましては、これから御参集方お願いをいたします。

午後3時12分休憩

午後5時08分再開

答 申

生源寺部会長 お待たせしました。部会を再開いたしたいと思ひます。

起草委員会におきまして慎重に審議をしていただきました結果、答申案及び建議案を
作成いただきましたので、起草委員長から御披露いただきたいと思ひますが、その前
に私の方から一、二御了承をお願いしたい点がござひます。

休憩に入る前の会合で、富士委員が賛意の表明の時間帯の直前に会場に到着され
たということで、休憩時間になって富士委員の方から意見の申し出がござひまして、
書面で提出されております。そういった事情でございますので、私の方で委員の
意見として表明されたものとして扱わせていただきたいと思ひます。この点、御
了承いただきたいと思ひます。

内容でございますけれども、都府県における減産型の計画生産時の需給改善を
図るとともに、広域的な生乳流通体制の確立を図ることと、この2点ござひ
ます。この点の趣旨を踏まえた建議の作成もお願いしたところでござひ
ます。

それでは、起草委員長から御披露をお願いいたします。

福田起草委員長 それでは、起草委員会で取りまとめました答申案及び建議案につきまして、御報告いたします。事務局から朗読をお願いいたします。

清家畜産企画課長 私の方から朗読をさせていただきます。文章のところだけ読ませていただきます。

答 申 案

平成 19 年 3 月 8 日付け 18 生畜第 2529 号で諮問があった平成 19 年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量(以下「限度数量」という。)及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成 19 年 3 月 8 日付け 18 生畜第 2941 号で諮問があった平成 19 年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成 19 年 3 月 8 日付け 18 生畜第 2942 号で諮問があった平成 19 年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成 19 年度につき試算に示された考え方

で定めることは、妥当である。

以上でございます。

生源寺部会長 引き続き、建議案について御披露願います。

清家畜産企画課長 朗読させていただきます。

建 議 案

酪農・食肉共通

- 1 配合飼料価格の上昇に対応して、配合飼料価格安定制度の運用、青刈りとうもろこし等の高栄養作物や耕畜連携による稲発酵粗飼料等の一層の生産拡大、放牧及びコントラクターやTMRセンターの活用等による国産粗飼料の利用、食品残さをはじめとする未利用・低利用資源の飼料化、飼料の利用効率向上のための飼養技術の普及等を推進すること。
- 2 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等を踏まえて、より競争力の高い畜産生産構造の確立を図るため、地域の実態に即した認定農業者の更なる増加、情報ネットワークの充実、生産性及び品質向上の基礎となる家畜改良の推進に努めること。
- 3 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準に対応するため、個別経営や地域の実情に応じ、施設整備を推進するとともに、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を踏まえ、耕畜連携の推進等により家畜排せつ物の利活用の一層の推進を図ること。
- 4 安全な畜産物の安定供給及び生産性向上を確保するため、生産段階における衛生管理対策を徹底すること。また、高病原性鳥インフルエンザをはじめ家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 5 WTO農業交渉やEPA交渉においては、輸出国と生産条件に大きな格差があることを踏まえ、重要品目の確保、適切な関税水準の確保等がなされるよう取り組むこと。
- 6 酪農・食肉に関する施策については、適切な広報の推進に努めること。関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、適切な執行に努めること。

酪農・乳業関係

- 1 生乳需給が引き続き緩和基調にあり、19年度も減産型の計画生産が必要となっているが、北海道におけるチーズ新增設工場の稼働も踏まえ、需要の伸びが見込まれるチーズ、生クリーム、発酵乳向け生乳の供給を安定的に拡大すること。また、都府県における減産型の計画生産時の需給改善を図るとともに、広域的な生乳流通体制の確立を図ること。
- 2 牛乳乳製品の消費拡大を図るため、学術的な情報の提供等による機能性・有用性の訴求、表示の見直しとあわせて新商品の開発の促進を図ること。
- 3 消費者の酪農に対する理解醸成の推進のため、酪農教育ファームを対象とした研修や認証制度の充実及びふれあい牧場の活用を図ること。

食肉関係

- 1 肉用牛生産基盤の強化及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖基盤の強化や生産性の向上、地域銘柄化等の推進に努めるとともに、経営安定対策を継続すること。特に肉用繁殖雌牛の増頭を図るため、繁殖経営への新規参入の促進、繁殖雌牛の導入、酪農経営や公共牧場を活用した増頭の取組等を強力に推進すること。
- 2 乳用種牛肉については、販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策が講じられているが、乳用種牛肉の流通実態を把握し、効果的な情報発信と認知度の向上を図ること。
- 3 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の飼料・肥料への有効利用を促進し、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。また、牛せき柱の適正管理に万全を期すこと。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございました。

ただいま朗読していただきました答申案及び建議案につきまして、委員の皆様の御賛同を得ることができるならば、この案を当部会の答申及び建議といたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 ありがとうございました。

御異議なしと認め、これを当部会の決定といたすと同時に、関連規則に基づきまして、食料・農業・農村政策審議会の正式の答申及び建議という扱いにさせていただきたいと思

います。

今申し上げましたように、答申の内容につきましては当部会の決定をそのまま本審議会の決定とみなすということから、ただいまから政策審議会の会長名において、答申を農林水産大臣に提出する段取りとなるわけでございますけれども、本日は山本副大臣に御出席をお願いしておりますので、山本副大臣に私からお渡しいたしたいと思います。

〔答申書手交〕

農林水産副大臣あいさつ

生源寺部会長 それではここで、山本副大臣からごあいさつをお願いいたしたいと思えます。

山本農林水産副大臣 大臣は今、委員会中でございますので、私の方で受けさせていただきました。

本日は生源寺部会長様初め、各委員の皆様方には長時間にわたりまして慎重審議をいただき、心からお礼を申し上げます。

今ほどいただきました答申につきましては、政府といたしまして、これに沿う形で、平成 19 年度畜産物の価格等の正式決定の方に持ってまいりたいと考えております。

そしてまた同時に、今ほどいただきました建議につきましては、その趣旨に沿って十分に検討し、そして適切にそれが反映されるように処置してまいりたいと考えております。

私どもとしては積極的に皆さんの御意見を参考に、そして適正に、行政運営の上で今後反映していきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いを申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

本日は長時間、委員の皆様には御熱心に御議論いただきましてありがとうございました。これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会生産分科会、平成 18 年度第 3 回畜産部会を閉会といたします。皆様の御協力に、改めて感謝を申し上げたいと思います。

午後 5 時 22 分閉会